

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 目次

### I. 前払式支払手段

<b>1. 前払式支払手段総則</b>	<b>4</b>
▼前払式支払手段の定義	4
▼適用除外	6
▼公序良俗違反	7
▼前払式支払手段発行者の届出・登録	7
<b>2. 前払式支払手段発行者の行為規制</b>	<b>9</b>
▼表示義務	9
▼表示義務に代わる情報提供義務	10
▼発行保証金の供託	11
▼発行保証金保全契約	12
▼発行保証金信託契約	13
▼発行保証金の取戻し	13
▼前払式支払手段の払戻し	14
<b>3. 前払式支払手段発行者の監督</b>	<b>17</b>
▼自家型発行者名簿の縦覧	17
▼変更の届出	18
▼帳簿書類	18
▼報告書	18

### II. 資金移動業者

<b>1. 資金移動業者総則</b>	<b>19</b>
▼少額の取引	19
▼資金移動業の範囲	20
▼資金移動業者の業務委託	21
▼外国資金移動業者	22
<b>2. 資金移動業者の登録</b>	<b>23</b>
▼資金移動業者登録申請書の記載事項	23
▼資金移動業者登録申請書の添付書類	25
▼資金移動業者登録の時期	26
<b>3. 資金移動業者の行為規制</b>	<b>26</b>
▼履行保証金の供託	26
▼履行保証金保全契約	30
▼履行保証金信託契約	32
▼金融庁長官の命令に基づく履行保証金の供託	32
▼情報の安全管理措置	32
▼委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置	33
▼銀行等が行う為替取引との誤認防止	34
▼利用者に対する情報の提供	34
▼受取証書の交付	36
▼その他利用者保護を図るための措置	36
<b>4. 資金移動業者の監督</b>	<b>36</b>
▼資金移動業者登録簿の縦覧	36
▼変更の届出	37
▼帳簿書類	37
▼法令違反行為等の届出	37

### III. 認定資金決済事業者協会

▼認定資金決済事業者協会への加入	38
▼認定資金決済事業者協会認定申請書の添付書類	38

#### IV. 指定紛争解決機関

▼資金移動業関連苦情等	39
-------------	----

#### V. その他

1. 資金決済法全般	40
▼「銀行等」の範囲	40
▼出資法との関係	40
▼法令の周知について	40
▼収納代行サービス等	40
▼ポイントサービス	42
2. 犯罪収益移転防止法施行規則	42
3. 銀行法施行規則	43
4. 保険業法施行規則	44
5. 労働金庫法施行規則	46
6. 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	49

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）	法
資金決済に関する法律施行令	令
前払式支払手段に関する内閣府令	前払式支払手段府令
資金移動業者に関する内閣府令	資金移動業者府令
認定資金決済事業者協会に関する内閣府令	協会府令
資金移動業の紛争解決機関に関する内閣府令	ADR 府令
前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第 92 号）	前払式証票規制法
前払式証票の規制等に関する法律施行令	前払式証票規制法施行令
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
長期信用銀行法施行規則	長銀規則
労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）	労金法
労働金庫法施行令	労金令
労働金庫法施行規則	労金則
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）	出資法
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年第 77 号）	暴力団対策法
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）	組織的犯罪処罰法
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）	犯罪収益移転防止法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯罪収益移転防止法施行規則
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）	振り込め詐欺救済法
事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 2 預り金関係	事務ガイドライン（預り金）
事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）
事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係	事務ガイドライン（資金移動業者）

# I 前払式支払手段

1. 前払式支払手段総則		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>▼前払式支払手段の定義(法第3条)</b>		
1	前払式支払手段のうち、サーバ型前払式支払手段にあたる電子マネーは、外形的に収納代行と区別が困難な場合がある。また、インターネット内でのみ事業活動を行う者の中には、存在や事業内容が分かりにくい事業者もある。法規制逃れをする事業者のないよう、法第3条に規定された定義に基づき、該当する事業者がもれなく登録されるよう、政令・府令でその旨明記してほしい。	法では、サーバ型前払式支払手段についても規制対象とするよう、定義規定を設けています(法第3条第1項)。したがって、サーバ型前払式支払手段にあたる電子マネーについても、自家型前払式支払手段を発行する者は、未使用残高が届出基準額を超える場合には届出を、第三者型前払式支払手段を発行する者は登録を行う必要があると考えます。
2	例えば保険会社が保険契約者に対し、給付金、保険金などを支払う場合、前払式支払手段を活用した資金移動によって支払うことは可能か。	ご指摘の「前払式支払手段を活用した資金移動」の内容は明らかではありませんが、給付金、保険金などの支払について「為替取引」を行う場合には、銀行免許又は資金移動業者の登録を行う必要があると考えます。
3	パチンコ業において発行・使用されている会員カード(当該店舗の遊技のみに使用ができ、遊技を目的とした入金及び未使用残額の払戻しが可能なもの)は、法の適用外と考えてよいか。なお、カード要件については以下のとおり。 〔要件〕 1 会員カード作成者(記名式)が当該店舗のパチンコ・スロット遊技のみに使用(自家発行型)。 2 会員カードの入金により遊技用の玉・メダルの貸与を受けられ、未使用残額については現金精算が可能(精算期限は当日限りのものや、無期限のものなど店舗により異なる)。 3 入金は加算方式。ただし、上限額あり(例:1万円まで)。 4 サーバ型前払式支払手段を採用し、カードには価値情報の記録はなし。 5 本人認証として暗証番号を使用。 6 その他の付帯機能(例えばクレジット機能など)はなし。	個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えますが、記載された要件を踏まえると自家型のサーバ型前払式支払手段に該当すると考えられ、基準日未使用残高が届出基準額を超える場合には法の適用を受けることになると考えます。ただし、前払式支払手段に該当するものであっても、適用除外(法第4条、令第4条)に該当する場合には、法の適用を受けないこととなります。 また、法においては、前払式支払手段の払戻しは原則として禁止されており、法令で定める範囲内において適切に行っていただく必要があります(法第20条第2項)。
4	ゲーム事業者の中には、インターネット上のゲームのポイントを一括して発売し、利用者がアイテムなどを購入する都度ポイントが減算されると	個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えますが、アイテムパックの購入によって利用者が利用するサービスの対価の支払

	<p>いうサービスをしているが、このようなゲーム事業者は自家型発行者に当たると考えられる。</p> <p>一方で、インターネット上のアイテムパックを直接購入する場合には、新法では、ゲーム事業者は自家型発行者に当たらないと考えられる。</p> <p>両者は、利用者がサービスの対価を受けていると考えるかどうかを基準となると思われるかどうか。後者は、複数のアイテムがつまっているアイテムパックを直接購入し、アイテムを使用することになるので、利用者はアイテムパックの購入によってサービスの対価を受け、したがって使用済みと考えられる。このような事例があるので、解釈上、利用者が、サービスの対価を受けていると考えるかどうかを基準とするという点を明確にしてほしい。</p>	<p>を終えているといえる場合には、前払式支払手段には該当しないと考えられます。ただし、アイテムパックの中身のアイテムの使用ごとに付与されたポイントが減算される場合には、前払式支払手段に該当すると考えられますので、ご留意下さい。</p> <p>なお、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者) I-1-1 もあわせてご参照下さい。</p>
5	<p>前払式支払手段の定義概念及び適用除外規定を柔軟に創設及び解釈して、適切に運用すべきである。</p> <p>オンラインゲーム業界は、業界及びその業界に属する企業自体も未だ発展・成長段階にある。前払式支払手段の定義概念及び適用除外規定の柔軟な創設及び解釈により、サービス提供の促進、産業及び業界の健全な発展と、消費者である利用者保護の適切なバランスを図るべきである。</p>	<p>前払式証票規制法においてはサーバ型前払式支払手段は規制対象とされていませんでしたが、利用者からみた経済的な機能は前払式証票規制法の前払式証票(紙型・IC 型の前払式支払手段)と異なることなく、利用者保護の観点から、法においては新たに規制対象としたものです。前払式支払手段の定義概念及び適用除外規定については、明確な解釈に基づき、適切に運用していきたいと考えています。</p>
6	<p>仮想空間内の通貨で換金可能なものについては、サーバ型の前払式支払手段に当たり仮想空間のポイントの発行会社が第三者型発行者としての登録をしなければ日本国内の者を利用者とする事はできないか。</p>	<p>前払式支払手段は、払戻しを原則として禁止しており(法第 20 条第2項)、当初から一般的な換金を予定しているようなものについては、第三者型発行者としての登録はできないと考えられます。</p>
7	<p>銀行が前払式支払手段を用いた電子マネーを発行した場合に、供託義務はないが何らかの制約はあるか。また、銀行が電子マネーを現金化する場合はそのようなサービスは為替取引との認識でよいか。</p>	<p>銀行が前払式支払手段を発行する場合であれば、当該銀行が法第 35 条に規定する要件を満たすときは、供託義務は免除され、他の前払式支払手段発行者としての義務(届出義務や登録義務、表示義務、情報の安全管理義務等)は課されることとなります。</p> <p>これに対し、銀行が換金性の付与された電子マネーを発行して資金移動を行う場合には、銀行の行う為替取引として整理されることとなります。</p>

▼適用除外(法第4条、令第4条)	
8	<p>令第4条で適用除外を定める趣旨は何か。</p> <p>令第4条は、物品販売者や役務提供者側の事務処理上の都合から発行され、購入から利用まで一般的に短期間であるような整理券類似のものであって、前払(与信)的な性格が低いものや、一般的に利用者の与信リスクが小さいと考えられるものなどについて、適用除外とするものです。</p>
9	<p>令第4条第1項の適用除外規定は、現在の案よりも広く設定ないし解釈適用されるべきである。使用場所や使用方法が限定されている種類のものは、「前払式支払手段」の概念には含まれない、あるいは適用除外規定の対象となるということを確認すべきである。</p> <p>令第4条第1項は、現行の前払式証票規制法施行令第1条の規定を踏襲しており、適用除外とされる範囲については、何ら変更を加えるものではありません。使用場所や使用方法が限定されているものであっても、そのことのみから、直ちに前払式支払手段に該当しないことにはならないと考えられます。</p>
10	<p>令第4条第1項の適用除外規定は、現在の案よりも広く設定ないし解釈適用されるべきである。</p> <p>特に、同項第3号及び第4号における「施設又は場所」という概念には、インターネット上のサービス提供を受ける「場」や「仮想空間」(オンラインゲームでいえば、ゲームに参加できるサービス状況などを含む)も含みうるものとして解釈運用されるべきである。</p> <p>令第4条第1項は、現行の前払式証票規制法施行令第1条の規定を踏襲しており、適用除外とされる範囲については、何ら変更を加えるものではありません。</p> <p>仮想空間においては令第4条第1項第1号から第3号に規定するような乗車券、乗船券、入場券等は想定することが困難であると考えられ、令第4条第1項第4号括弧書の場合には、適用除外とされないことを明確化したものです。</p>
11	<p>令第4条第1項第4号括弧書の修正又は削除を求める。</p> <p>仮想空間においても、第1号から第3号に掲げる証票等と同等の利用形態が存在しており、これらの利用形態は同様に適用除外とされるべきである。</p>
12	<p>インターネットサイトの中でも携帯電話から接続する携帯サイトについては、携帯電話事業者やPHS事業者が提供する課金回収の仕組みが用いられて資金の決済が行われているものが多い。これらは、携帯サイトでの物品の給付及び役務の提供が行われ利用者がそれを了承した月(利用月)の翌月以降に、携帯電話事業者やPHS事業者の回線利用契約で定めるところの回線利用請求と合算されて請求され、支払を行うものとなっておりサイト利用時に前払いとして利用</p> <p>個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えますが、一般に、携帯サイトでまず物品の給付や役務の提供が行われ、その後当該物品や役務の提供の対価が請求され、支払が行われる場合は、法第3条第1項の「前払式支払手段」に該当しないものと考えられます。</p>

	しても実際の支払手続は完了していない。ゆえに、利用者からみて前払いではなく後払いとなっているため、このような支払手段は前払式支払手段には該当しないことを政令・内閣府令・ガイドライン又はその他の方法で明らかにすることを求める。	
13	令第4条第2項における「一定の期間」は、「6月」よりも長い期間(1年ないし2年)を設定すべきである。	具体的な期間を「6月」としているのは、発行保証金の供託義務が毎年3月31日と9月30日を基準日として発生するため、有効期限6月未満の前払式支払手段を規制対象とした場合、発行日によっては供託義務が生じないものがあるといったアンバランスが発生すること、現行法下でも適用除外とする前払式証票の有効期間を「6月」と定めているところ、運用状況に鑑みても特にこれを変更すべき理由が見あたらないことから、現行法の規定を踏襲したものです。
<b>▼公序良俗違反(法第10条)</b>		
14	法第10条第1項第3号に規定する公序良俗に反する商品又は役務の具体例を示してほしい。	どのような商品・役務が公序良俗に反するか否かについては、個別の商品・役務の内容に即して適切に判断されるべきものと考えます。
15	法第10条第1項第3号の公序良俗違反について広くとらえたうえで、第三者型発行者が、加盟店の取り扱う公序良俗違反の疑いのある物品・役務にその発行する第三者型前払式支払手段が利用される状態を放置することのないよう、各事業者が加盟店審査・管理を十分行うべく、監視・監督してほしい。政令・府令でその旨明記してほしい。	なお、第三者型発行者には加盟店が公序良俗に反する商品・役務を提供することがないように適切な措置を講じることが義務付けられており、当局としても法令に則り厳正かつ適切に対処してまいります。
<b>▼前払式支払手段発行者の届出・登録(法第5条、第8条、前払式支払手段府令第9条～第11条、第14条～第16条)</b>		
16	前払式支払手段府令別紙様式第1号第4面において「前払式支払手段の種類」と規定されているのは、法第3条第1項又は第2項の別を記載すればよく、それ以上に詳細な記載は内閣府令等でも求められていないとの理解でよいか。	前払式支払手段府令別紙様式第1号の第4面の「記載上の注意」に従い、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合にはその旨を記載していただくこととなります。
17	前払式支払手段府令別紙様式第3号第7面の「前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し」について、「記載上の注意」として、「発行した前払式支払手段で使用可能なすべてのものについて貼付すること」とされているが、過去に発行し、既に発行を停止し回収のみ行って	第三者型発行者登録簿については公衆縦覧されることから、登録申請の段階で流通しているものについても把握しておく必要がある、かつ、権利実行の際にも券面を確定する必要があることから、発行を停止し、回収のみ行っているものも添付する必要があると考えられます。ただ

	<p>いるものについてまで、すべて貼付する必要はないのではないか。</p> <p>そこで、「発行している前払式支払手段のすべてについて貼付すること」としてはどうか。</p>	<p>し、法の施行前に新規発行を停止したものは含まないことを明らかにするため、様式の記載上の注意を修正しました。</p>
18	<p>前払式支払手段府令別紙様式第3号第3面について、「記載上の注意」として「当該業務を委託先に行わせる場合には、その委託先の営業所を記載すること。」とされ、所在地及び電話番号を記載する様式となっている。</p> <p>また、同様式第5面では、「記載上の注意」として「前払式支払手段の発行に係る業務（製造、保管、搬送、販売、残高集計、システム管理及び資金決済）の全部又は一部を委託している場合に、前払式支払手段の種類ごとに記載すること。」とされている。</p> <p>一方、登録申請書は、法第9条第3項の規定により公衆の縦覧に供されることとされている。しかし、例えば、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している場合など、情報の安全管理やシステムのセキュリティを維持する観点から、業務委託先とその所在地、委託業務内容を公にすべきではない場合もあるものと考えられる。</p> <p>したがって、同様式第3面については「委託先の営業所の記載は要しない。」こととしてはどうか。また、同様式第5面については、セキュリティ上の問題が生じる場合は記載を要しないこととし、公衆縦覧の対象とならない添付書類にて提出するものとしてはどうか。</p> <p>別紙様式第1号の第3面及び第5面についても、上記と同様の取扱いとしてはどうか。</p>	<p>前払式支払手段府令別紙様式第3号第3面については、前払式支払手段の発行の業務上主要な活動が行われる場所を記載すれば足り、「主要な」とは前払式支払手段の販売等、利用者との間で前払式支払手段の発行の業務を行うにあたり重要な業務が行われる場所を指すと考えられます。したがって、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している委託先の営業所の名称及び所在地は第3面に記載する必要はないと考えられます。</p> <p>一方、前払式支払手段発行者が業務を委託している委託先の情報は、監督上重要なものであると考えられます。したがって、第5面については、前払式支払手段の発行に係る業務を委託している場合には、その委託先のすべてを記載する必要があります。</p> <p>前払式支払手段府令別紙様式第1号の第3面及び第5面についても同様です。</p> <p>前払式支払手段発行者には当該情報を公衆縦覧に供することを踏まえた上で、適切な情報の安全管理等が求められると考えます。</p>
19	<p>前払式支払手段府令第16条第10号の「第三者型発行者と加盟店との間の契約内容を証する書面」とは、一般的に加盟店との間で取り交わす加盟店契約書もしくは加盟店規約のひな形を提出することで足りると解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
20	<p>登録申請の添付書類として「加盟店との間の契約内容を証する書面」とされているが、加盟店に応じて契約内容も多岐にわたるうえ、手数料等の営業機密に属する事項も規定されることが</p>	



	<p>ら、加盟店契約そのものを提出することは困難である。</p> <p>そこで、主に用いられている加盟店契約のひな形の提出でよいとの理解でよいか。</p>	
--	---	--

2. 前払式支払手段発行者の行為規制		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方
▼表示義務(法第 13 条第1項、前払式支払手段府令第 21 条)		
21	<p>前払式支払手段府令第5条は、従来から上限金額の表示で足りるものとされていた加算型のみならず、減算型(加算することはできないものの、当初の金額を数回に分けて使用することができるもの)についても、上限金額の表示で足りると規定していると理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
22	<p>当業界で発行しているプラスチック製のギフトカードは、あらかじめデザインが印刷された複数種類のカードを店頭で在庫として保管しておき、顧客の購入時点で、顧客の指定金額を店頭でチャージする、サーバ型前払式支払手段である。</p> <p>この点、法第 13 条第1項第2号の表示については、今回公表された前払式支払手段府令第5条及び第 21 条第1項ただし書の規定に基づき、上限金額又は当該上限金額を符号、図画その他の方法で表示することで満たすと理解してよいか。</p> <p>なお、この場合、カードの在庫が多量にあり、上記表示義務を満たすためには相当の負担となることから、在庫分について経過措置を設けてほしい。</p>	<p>専ら贈答用として購入される前払式支払手段のうちその購入の目的に合わせて支払可能金額等を明示しないこととしているものに係る前払式支払手段府令第5条及び第 21 条第1項ただし書の理解については、貴見のとおりと考えます。</p> <p>なお、新法に基づく表示義務は、法の施行日以後発行する前払式支払手段について適用されることとなりますが(法附則第 10 条)、法の施行の際現に利用者に対し交付されているものについては、法第 13 条第1項の表示義務は課さない旨の経過措置を設けることとしています(令附則第 8条)。</p>
23	<p>前払式支払手段府令第 21 条第4項に関して、以下(1)(2)のいずれの場合も同条同項において表示をしているものとみなされると解してよいか。</p> <p>(1) 当初の発行時は支払可能金額が0円でカード等を交付しているが、当初の交付時において表示事項の表示をしている場合における、1回目以降、金額が加算されたとき。</p> <p>(2) 既に発行されている前払式支払手段には表示事項の表示をしているが、その後の金額加算時において、表示事項に変更があったとき。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

▼表示義務に代わる情報提供義務(法第 13 条第2項、前払式支払手段府令第 22 条)		
24	<p>解釈上、発行(販売)時に前払式支払手段を交付するとしても、前払式支払手段の利用時に書面その他の物の提示等を必要としない場合も、法第 13 条第2項及び前払式支払手段府令第 22 条による情報提供が認められるか。この場合、前払式支払手段府令第 22 条が適用されることが分かるように文言を修正してほしい。</p>	<p>法第 13 条第1項の「一体となっている書面その他の物」とは、通常の使用態様によっては容易に分離できない書面その他の物をいうものと考えます。ご指摘のように、利用時に書面その他の物の提示を必要としない場合は、前払式支払手段と当該書面とが容易に分離できないとはいえないため、当該書面は「一体となっている書面その他の物」には該当しないと考えられ、法第 13 条第2項及び前払式支払手段府令第 22 条に基づく情報提供が必要となります。</p> <p>この点については、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-2-1-1②(注2)において明記していますのでご参照下さい。</p>
25	<p>法第 13 条第2項に基づく利用者への情報提供の方法として、法第 13 条第1項所定の事項が表示された証票等又は書面その他の物を交付する方法を許容してほしい。</p> <p>所定事項が記載された書面等を交付することにより、内閣府令案と同等の利用者の保護を図ることが可能であり、電子機器に備えられたファイルによる方法に限定しなければならない理由はないと思われる。</p>	<p>法第 13 条第2項は、利用者に対し書面を交付することができない態様の前払式支払手段を想定した規定となっています。</p> <p>したがって、法第 13 条第2項に基づく利用者への情報提供の方法としては、電磁的方法による提供を規定していますが、法第 13 条第2項の情報提供を行いつつ、利用者利便のため、自主的に法第 13 条第1項の事項を記載した書面を交付することを妨げるものではありません。</p>
26	<p>前払式支払手段府令第 22 条第1項各号は、それぞれ以下の場合を想定していると解してよいか。</p> <p>第1号: Eメールで送信する場合</p> <p>第2号: 発行者のホームページに情報を掲載し、利用者が PC 又は携帯電話端末で当該ホームページを閲覧する場合</p> <p>第3号: 発行者が提供するチャージ機に情報提供画面を表示するなどして、チャージ機で表示する場合</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p> <p>なお、前払式支払手段府令第 22 条第1項各号のいずれかの方法によって情報提供を行う場合は、同条第2項各号に掲げる技術的基準に適合することが必要となる点にご留意下さい。</p>
27	<p>携帯電話を媒体とする前払式支払手段については、携帯電話の本体に表示事項を印字することは不可能であることから、現行法の解釈と同様に、当該携帯電話の画面上に法第 13 条第1項の表示事項が表示されれば、「前払式支払手段と一体となっている書面その他の物」に表示されたものと解するとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えますが、例えば、携帯電話の画面に表示させて前払式支払手段である番号、記号等を通知する場合には、法第 13 条第2項が適用されると考えられます。</p> <p>この場合、前払式支払手段府令第 22 条第1項各号のいずれかの方法による情報提供を行うこ</p>

		ととなると考えますが、同条第2項各号に掲げる技術的基準に適合することが必要となる点にご留意下さい。
28	前払式支払手段府令第22条第1項第2号は、いわゆるホームページ上で、書面に記載すべき事項を、利用者がダウンロードできることを可能としている方法(状況)、という理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
29	前払式支払手段府令第22条第1項第3号は「(専ら当該利用者の用に供するものに限る。)」とされているが、法第13条の表示事項は、利用者毎に異なる情報ではない場合が一般的であることから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。ご指摘の趣旨を明確化するため、「当該利用者」を「利用者」と修正しました。
30	前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することができれば足りるか。	前払式支払手段府令第22条第2項第1号の規定については、パソコン等に備えられたファイルに必要な事項が記録され、その記録を出力することにより書面を作成することができる状態におかれることが必要であると考えます。 なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含むことを明記するよう規定を修正しました。
31	前払式支払手段府令第22条第2項第1号について、資金移動業者府令第30条第7項第2号と同様に、「記録を出力すること(当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。)による書面を作成することができるものであること。」として、かかる方法による書面作成も含まれることを明確にしてほしい。	ご指摘を踏まえ、当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含むことを明記するよう規定を修正しました。
<b>▼発行保証金の供託(法第14条、令第6条、前払式支払手段府令第24条)</b>		
32	前払式支払手段発行者として規定される自家型発行者の届出基準額(法第14条・令第6条)1000万円については、従来の700万円より厳しくすべきである。	供託基準額については、現行の前払式証券規制法施行令において1000万円とされているところ、今回特段これを引き上げるべき又は引き下げるべき事由が認められないことから、現行の基準を踏襲したものです。
33	「基準日未使用残高」について令第6条における「政令で定める額」(基準額)は、1000万円では	これに対し、自家型発行者の届出基準額は、

	<p>なく、それよりも高い額を設定すべきである。また、運用レベルでは純粋な金額(未使用残高)だけではなく、様々な指標(たとえば、資本金額、売上額などの事業規模、あるいは総未使用残高を利用者総数で除した数額である、利用者一名あたりの残高など)を用いて、複合的・総合的な基準により、利用者保護とサービス提供の促進との調和のとれた合理的な範囲の者に供託義務を課すような規定とすることが必要である。</p> <p>具体的には令第6条において「基準日未使用残高」として「政令で定める額」は 5000 万円とすべきであり、その他にも、「基準額」を超えるか否かの判断基準には、少なくとも、「基準日時点での利用者一名あたりの残高(基準日時点での総未使用残高を利用者総数で除した額)が、金6万円を超えること」という要件が加重されるべきである。</p>	<p>現行の 700 万円から 1000 万円に引き上げていますが、これまで 700 万円超 1000 万円以下の発行者については、報告義務等のみが課され、中心的な義務である供託義務は課されないという状況にあり、監督上の意義が薄かったことから、届出基準額及び供託基準額を一本化したものです。</p> <p>なお、法においては、自家型発行者について立入検査、業務改善命令や業務停止命令等を追加しており、発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認める場合や利用者の利益を害する事実があると認める場合には、これらの措置により適切に対処することとなると考えます。</p>
34	<p>対価を支払うポイントサービスは、第三者型発行者としての登録が必要になると考えられるが、同一会社が、AポイントサービスとBポイントサービスを行っている場合において、Aポイントサービスは金銭を支払って購入できるが、Bポイントサービスは、Aポイントサービスを対価として購入することができる場合、AポイントサービスとBポイントサービスの両方の基準日未使用残高について、発行保証金の供託が必要となるのか。AポイントサービスとBポイントサービスは実質的に同一のポイントサービスであるから、Aポイントサービスの基準日未使用残高についてのみ発行保証金の供託をすればよいと考えられないか。</p>	<p>対価を得て発行するポイントについては、前払式支払手段に該当し、発行保証金の供託が必要となります。ご指摘の場合については、まず、Aポイントは金銭を対価として発行しているといえますので、前払式支払手段に該当し、また、Aポイントという前払式支払手段を対価としてBポイントを発行する場合、Bポイントも対価を得て発行しているといえますので、前払式支払手段に該当します。発行者としては、Aポイント及びBポイントを合わせて基準日未使用残高を算出し、法令に従って資産保全する必要があると考えます。</p>
<p><b>▼ 発行保証金保全契約(法第 15 条、令第7条・第8条、前払式支払手段府令第 30 条～第 33 条)</b></p>		
35	<p>法が求める供託義務(法第 14 条第1項)は、事業者にとって重い負担となります。令第7条において、供託に代わる「発行保証金保全契約」につき、その利用促進、利用コストを軽減する措置制度を積極的に設けるべきである。また、そのような利用促進を金融機関に奨励・勧告する制度などが必要である。</p>	<p>現行法下においても様々な規模の事業者が存在している中、供託及び銀行等による保証により資産保全を実施しており、特段の奨励制度を設けてはいません。法では、従来の資産保全方法に加え、信託による資産保全も認めており、より柔軟な制度設計となっています。</p>

<b>▼ 発行保証金信託契約(法第 16 条、前払式支払手段府令第 34 条～第 38 条)</b>		
36	<p>法第 16 条の承認を受けた発行保証金信託契約において、追加信託を行う場合には、追加信託の都度承認を得る必要はないと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
37	<p>発行保証金信託契約又は履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の運用方法として、「コール資金の貸付け」が認められているが、その放出先が「銀行等」に限定されている。一般的にコール資金の取り手には短資会社や証券金融会社が含まれており、また、実務的に余資については、他の信託の信託財産と合同で運用されることから、発行保証金信託契約及び履行保証金信託契約の信託財産のみ「銀行等」に限ってコール運用を行うとすることは困難である。</p> <p>よって、顧客分別金信託や顧客区分管理信託と同様、「銀行等に対するもの」に限定しない取扱いとしてほしい。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、信託財産の運用方法として認める「コール資金の貸付け」を「銀行等に対するもの」に限定しないよう規定を修正しました。</p>
38	<p>発行保証金信託及び履行保証金信託の内容として、信託報酬や受益者代理人報酬等の一切の費用は信託財産の元本から収受できない旨規定されているが、収益部分からの収受は可能と考えてもよいか。</p> <p>また、一般の信託において信託財産から引き落とされる費用、例えば売買手数料やコール媒介手数料、また外国資産への投資を行う際のカस्टディアンフィー等のように証券会社に支払われるもの等、受託者又は受益者代理人が収受する報酬等ではないものは信託財産の元本から収受できないこととされる費用に当たらないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
<b>▼ 発行保証金の取戻し(令第9条、前払式支払手段府令第 40 条)</b>		
39	<p>今回の改正では、前払式支払手段を廃止した場合、一定の期間告知しつつ返金に応ずるという手続を踏めば、未使用残高の計算においても債務の履行が完了したのものとして発行业からの退出を容易にすることが一つの趣旨であったと考えられるが、この趣旨を実現するため、令第9条第2項が定められたものと理解している。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、払戻しの手続によって除斥された前払式支払手段の未使用残高も基準日未使用残高等から控除されることを明確にするよう、規定を修正しました(前払式支払手段府令第4条第2号等参照)。</p>

	<p>令第9条第2項第1号及び第2号の未使用残高の計算にあたって、当該払戻しの手続によって除斥された前払式支払手段の当該基準日における未使用残高は、要供託額の計算上控除されるべきと思われるが、条文上そのことが明確にされるべきである。</p>	
<p><b>▼前払式支払手段の払戻し(法第 20 条、前払式支払手段府令第 41 条・第 42 条)</b></p>		
40	<p>法第 20 条第1項第3号(払戻し義務)に「内閣府令で定める場合」と規定されているが、今回の前払式支払手段府令では規定されなかったのか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
41	<p>前払式支払手段府令第 41 条第2項による日刊新聞紙による公告は、前払式支払手段の流通範囲等に関係なく、一律に義務づけられているのか。</p> <p>仮に一律に義務づけられているとすると、日刊新聞紙による公告は手続が手間で大費用がかかるため、廃止の手続を行わずに、払戻しは加盟店での貼り紙告知だけを行い、その後は当該事業を放置しておいて、供託金は返還を諦めた方が楽だし得だとの安易な対応を零細な前払式支払手段発行者に選択させてしまう可能性があると考えられる。ひいては、おざなりな払戻し告知によって、前払式支払手段の保有者の利益を損なう結果にもなりかねない。例えば、複数県をまたぐような大規模な前払式支払手段であれば日刊新聞紙で、県内で収まるような中規模な業態であれば地域限定の代替媒体物(例えば、新聞ちらし)に加えて官報公告で、特定の地区や施設限定であれば、加盟店での張り紙と官報公告で、といった「経済合理性」のある柔軟な対応指針を検討してほしい。</p>	<p>払戻し手続を行う際の公告としては、払戻し手続を行うことによる利用者に対する影響(除斥など)が大きく、利用者に広く周知する必要があることから、払戻し手続を行う事業者の規模にかかわらず、日刊新聞紙により公告するとともに、同項各号に掲げる事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店に掲示するための措置を講じなければならないとしています(前払式支払手段府令第 41 条第2項)。</p> <p>なお、新聞公告については、前払式支払手段の使用可能な地域の全域をカバーできる場合には、全国紙ではなく地方紙による公告も認められると考えられます。</p>
42	<p>返品を行なう場合の金額は、プレミア分を含んだ額となると読める。例えば、販売店で 1000 円のプリペイドカード(プレミア含み 1100 円)を買った場合(※)には、返品として受け付けざるを得ないが、法では、1100 円を返金することになる。このようなケースは、プレミア分があるからこそ買ったのだから、プレミア分を含めて返すという法第 20 条第2項の趣旨に反すると思われる。</p>	<p>事業廃止の場合に義務づけられる法第 20 条第1項の払戻し手続においては、プレミア付の前払式支払手段を発行している場合には、発行者が利用者に対して負っている債務の額はプレミア分を加えた額である以上、プレミア分を含めて払い戻すこととなると考えられます。</p> <p>これに対し、その払戻金額の総額が法令で定める範囲内であるなど、法第 20 条第2項の規定</p>

	<p>る。このようなケースが法第 20 条2項の適用範囲に含まれないことを規定してほしい。</p> <p>(※)利用者の買い間違いの場合には、錯誤による取引ということで売買自体成立していないので原状回復すれば足りる(本事例では 1000 円のみ返金)とも考えられる。ただ、カードの認識に誤りはなかったが、自分の使いたいゲームでは使えないカードだった、国際電話カードを購入したが、かけようと思っていた国は、当該カードでは接続サービスをしていなかった等、売買自体が成立している場合も考えられる。</p>	<p>に基づき発行者が利用者に対して任意に払戻しを行う場合においては、発行者と利用者との間の合意等によって払戻金額を決めていただくことは可能と考えられます。</p> <p>なお、利用者の錯誤等によって前払式支払手段の購入自体が無効であった場合等には、そもそも払戻しの問題とならない場合もありうところであり、ご指摘の事例が、払戻しと整理されるのか否かについては、個別具体的な事案に応じて判断されるものと考えています。</p>
43	<p>法第 20 条第2項にいう原則払戻し禁止の例外事項として、「公序良俗違反」の物品・役務に対する決済について払戻しを妨げない旨、政令・府令で明確にしてほしい。</p>	<p>法第 20 条第2項は、民法第 90 条に規定する公の秩序又は善良の風俗に反することを理由として商品・役務の提供が無効となった場合の払戻しを妨げるものではありません。</p>
44	<p>第三者発行型の前払式支払手段であっても、法第 20 条第2項に定める払戻金額を超えて払戻しを認める場合は、第三者型発行者としての登録(法第7条)ではなく、資金移動業者としての登録(法第 37 条)が必要という理解でよいか。この場合、資金移動業者としての登録をすれば、第三者型発行者としての登録は不要という理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のようなものを発行して資金移動を行う場合には、銀行免許又は資金移動業者登録が必要となると考えます。一方、前払式支払手段は、原則として払戻しが禁止されており(法第 20 条第2項)、ご指摘のように、法第 20 条第2項に定める払戻金額を超えて払戻しを認める場合は、前払式支払手段と性格を異にするため、これを発行する者が第三者型発行者としての登録を行うことはできないものと考えます。</p>
45	<p>法第 20 条第2項の規定により払い戻した金額に関しては財務局等への報告義務はないと解してよいか。</p>	<p>法第 20 条第2項の規定による払戻しを行った金額については、前払式支払手段府令第 47 条に基づく報告を行う際に、基準期間回収額に含めて報告すれば足り、払戻金額そのものを報告する義務はありません。</p>
46	<p>法第 20 条第2項により、前払式支払手段の払戻しの原則禁止が明文化され、「払戻し」の中に釣銭が含まれるようであるが、一般的に釣銭に払戻しという認識はないと思われる。</p> <p>長年顧客が商品券で買い物をされた際、利用者の利便性や利用者の保護の観点から、釣銭を出しているが、これまで、特に大きな問題も起こっていないので、今後も是非継続して釣銭を出せるよう、釣銭を適用除外にしてほしい。</p>	<p>釣銭の支払も「払戻し」に該当し、法令で定める範囲内において適切に行っていただく必要があります。</p>
47	<p>前払式支払手段府令第 42 条第1号による払戻しについて、このような金額管理は実務的に</p>	<p>前記 46 のとおり、商品券の釣銭の支払についても、法令で定める範囲内において適切に行っ</p>

	<p>困難である。例えば、万一基準期間において釣銭の総額が 100 分の 20 を超えた場合に顧客に釣銭が出せないこととなるが、このような不公平な扱いは、顧客から納得を得られず、発行者側としても顧客に説明できない。</p>	<p>ていただく必要があります。</p> <p>また、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)においても、「必要に応じて期中にあっても払戻実績を把握することとするなど、法令に定める上限を超えて払戻しが行われることを防止するための態勢を整備しているか」という主な着眼点を設けています(事務ガイドライン(前払式支払手段)Ⅱ-3-2-1②イ参照)。</p> <p>なお、サンプル調査等によって定期的に全体の方向を把握することで、前払式支払手段府令第 42 条第 1 号又は第 2 号の範囲内であることが担保されるのであれば、払戻しは可能と考えられます。</p>
48	<p>商品券のレジ入金は現金とほぼ同じ扱いをしているため、釣銭の管理は行っていないが、例えば、全国で流通している既存の商品券では、これまでの経験から判断して、発行額の 100 分の 20 以内に収まっているものと思われる。</p> <p>したがって、当該商品券については、一定のサンプル調査等によって釣銭が発行額の 100 分の 20 を超えていないことが判明した場合には、これまで通り釣銭を認めてほしい。</p> <p>また、上記の方法が難しい場合には、基準期間における釣銭の総額に代わり、額面金額の 100 分の 20 以内の釣銭を認めてほしい。額面金額の 100 分の 20 以内であれば、前払式支払手段府令第 42 条第 1 号の趣旨を損なうものではないと考える。</p>	
49	<p>前払式支払手段府令第 42 条第 1 号及び第 2 号は両方の基準以内である必要があるか。どちらか一方のみの基準を満たしていれば足りるか。基準期間内に順次払戻しを行い、基準を超えることになった時点から払戻しをしないという場合、払戻しを請求した時期によって利用者間に不公平が生じるが、利用者保護の観点から問題ではないか。</p>	<p>前払式支払手段府令第 42 条各号に掲げる場合は、いずれも払戻しを認めても問題がない場合であり、いずれか一つに該当すれば足りる。</p> <p>また、払戻しについては、法令の定める範囲内となるよう適切に行っていただく必要がありますが、ご指摘のような方法を採用しなければならぬわけではありません。</p>
50	<p>前払式支払手段府令第 42 条第 1 号及び第 2 号は、いずれも満たすことを要件とするとともに、同条第 1 号の割合については、100 分の 20 ではなく、より低い水準を設定することが適当ではないか。</p>	<p>前払式支払手段府令第 42 条第 1 号及び第 2 号に掲げる場合は、いずれも払戻しを認めても問題がない場合であり、いずれか一つに該当すれば足りる。</p> <p>また、前払式支払手段府令第 42 条第 1 号に掲げる割合については、前払式証票規制法の下での事業者の払戻事例等を参考にし、適切な水準として定めたものです。</p>
51	<p>前払式支払手段府令第 42 条第 1 号及び第 2 号は、直前の基準期間の発行額や直前の基準日の未使用残高を基準に払戻金額の上限を定めているが、新規発行したばかりの前払式支払</p>	<p>前払式支払手段は、原則として払戻しを禁止しており(法第 20 条第 2 項)、事業開始当初より払戻しが行われることは想定していません。もっとも、ご指摘のような場合には、前払式支払手段府</p>



	<p>手段については、直前の基準期間や直前の基準日には発行されていないことが想定されるため、払戻しを行うことができなくなる。</p> <p>そこで、当該前払式支払手段が当初発行された日を含む基準期間の払戻しについては、払戻日における累積発行額の100分の20又は払戻日における未使用残高の100分の5とすることはできないか。</p>	<p>令第42条第3号の規定の範囲内で払い戻すことは可能と考えられます。</p>
52	<p>前払式支払手段府令第42条第3号「所有者のやむをえない事情」とは、所有者が海外へ転居した場合や、購入した前払式支払手段(購入者がデザインし作成できるもの)が著作権切れなどの理由で使用できなくなった場合などを想定してよいか。また、同号での払戻しは任意規定(事業者の判断次第)と考えてよいか。</p> <p>また、現行法の規制対象外の前払式証票で、発行は終了しているが返金処理が継続しているものについて、新法下ではすでに「発行の業務の全部を廃止」と考えてよいか。</p>	<p>前段につきましては、ご指摘のとおりです。</p> <p>後段につきましては、「発行の業務の廃止」とは、前払式支払手段の発行及び使用の双方を取りやめる場合を指します。新規発行を行っていても引き続き加盟店等において前払式支払手段の使用を認めている(商品等の提供を行っている)場合には、「発行の業務を廃止した」とは認められません。</p>
53	<p>前払式支払手段府令第42条第3号は、同条第1号及び第2号に関係なく、第3号のみの理由で払い戻すことができるか。第3号の要件はあいまいで分かりづらいが、具体例を列挙してほしい。例えば、利用者の都合により退会する場合等に伴い払戻しができるか。</p>	<p>前払式支払手段府令第42条各号に掲げる場合は、いずれも払戻しを認めても問題がない場合であり、いずれか一つに該当すれば足够了。</p> <p>また、「所有者のやむを得ない事情」とは、例えば地域限定で利用可能な前払式支払手段保有者が当該利用可能な地域外へ転居する場合等が挙げられます。前払式支払手段の払戻しについては、個別の事情により判断する必要がありますが、所有者のやむを得ない事情があるといえるような場合には、当該要件に該当するものとして払戻しが認められると考えられます。</p>

3. 前払式支払手段発行者の監督		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方
▼自家型発行者名簿の縦覧(法第6条、前払式支払手段府令第13条)		
54	<p>前払式支払手段府令第13条で自家型発行者名簿が所管の財務局等で縦覧に供される旨規定されたが、現在第三者型発行者のリストが金融庁ホームページで公開されているように、自家型についても同様にホームページで公表される予定か。また、現在は財務局でしか確認できな</p>	<p>自家型発行者のリストについても今後金融庁ホームページにて公表する予定です。</p>

	い内容についてもホームページで公表される予定があるか。	
<b>▼変更の届出(法第5条、第11条、前払式支払手段府令第12条、第20条)</b>		
55	現行法上、「前払式支払手段の種類」の変更として、単なるデザイン等の軽微な変更についてもすべて券面を貼付した書面を届け出ることとされているが、デザイン等の変更であって、前払式支払手段の機能や表示事項に係る変更でない場合には、「前払式支払手段の種類」の変更とまではいえないと考えられることから、この場合には届出の必要はないと解するべきか。	デザイン等の変更に過ぎず、前払式支払手段の機能に変更がないような場合には、前払式支払手段の種類の変更にあらず、したがって変更届の提出は不要であると考えられます。
56	前払式支払手段府令第20条第1項第8号は、前払式支払手段府令第16条第11号の一般社団法人等に係る金融機関の口座変更のみに適用されるものであるという理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
57	現行法で第三者型発行者として登録している事業者が新法施行によりみなし事業者となった場合(新法で登録は未了の場合)、新法施行後初めて到来する基準日前までに発生した登録事項の変更届出書はすべて新法に則った届出が必要と考えてよいか。	法の施行により自家型発行者や第三者型発行者となったものとみなされる者については、法附則第4条第2項又は第5条第2項の規定により書類を提出するまでの間は、旧法における登録事項について、新法の様式に基づく変更届を提出していただきます(令附則第4条)。
<b>▼帳簿書類(法第22条、前払式支払手段府令第46条)</b>		
58	前払式支払手段府令第46条第5項「帳簿の閉鎖の日」とは、前払式支払手段の発行に係る業務等の廃止等により、「最後の記帳が発生した日」という理解でよいか。	「帳簿の閉鎖の日」とは、各事業年度の最終日に帳簿を閉める日を指します。
<b>▼報告書(法第23条、前払式支払手段府令第47条)</b>		
59	前払式支払手段府令では、経理書類の提出が基準日から2ヶ月以内とされている。自社以外の販売店で販売している場合、販売店側の計数確定に日数がかかり、前払式支払手段発行者での計数確定に時間を要する。全国の各販売店の販売・返品数値を集計し、本部にてまとめ、前払式支払手段発行者に報告する以上、販売店側の計数確定には時間がかからざるを得ない。経理書類の提出期間は、3ヶ月以内としてほしい。	現行の前払式証票等規制法の考え方を踏襲し、報告書の提出期限は基準日の翌月から2ヶ月以内としています。

## Ⅱ 資金移動業者

1. 資金移動業総則		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>▼少額の取引(法第2条第2項、令第2条)</b>		
60	令第2条において、資金移動業者が営むことができる為替取引(少額の取引)の上限金額が100万円とされているが、100万円の設定根拠を教えてください。	現在、銀行等で行われている為替取引の一件当たりの平均額や、利用者利便等を勘案の上、決定しました。
61	為替取引の上限額100万円について、令第2条に100万円とあるが、一回の取引につき、という理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
62	令第2条の「100万円に相当する額以下の資金」とは、一利用者からの送金取引一件あたりの送金申込金額を形式的に判断するものとの理解でよいか。外貨建ての送金が100万円を超えるかどうかの判定は、資金移動業者が一定のルール(送金申込みを受け付ける際に適用する為替相場等)を定めて判定することで差し支えないか。	貴見のとおりと考えます。
63	中小企業が原材料の購入代金の支払のために送金を行う場合等では、送金額が当該上限を超えることが想定される。このような企業に対する送金サービスと個人向けの送金サービスとでは、資金力に違いがあり、自ずと保護を求めるレベルに違いが生ずるものと考えられ、したがって、顧客や送金の性質により異なる上限を設けるべきと考える。	資金移動業の新設にあたっては、資金移動業者の業務遂行の実態を十分見極める必要があることから、少額の取引に限定することとしています。したがって、顧客や送金の性質に応じて異なる金額を定めることは想定していません。
64	「少額の取引」として政令で定める取引については、一日に複数回の資金移動を続けて行うことで、結果として高額な取引が可能となる。少額の取引に限定した法律の趣旨を実現するためには、一件当たりの金額だけでなく、一日当たりの上限金額も設定することが適当ではないか。 また、一件当たりの上限金額についても、資金移動業者が新たに新設されるものであり、その業務遂行の実態を見極める必要があると考えられることから、今回の政令案の金額よりも、より少額の金額を定めることが適当ではないか。	資金移動業の新設にあたっては、資金移動業者の業務遂行の実態を十分見極める必要があることから、少額の取引に限定することとしており、一件当たりの上限額を設定することが適当と考えています。 また、一件当たりの上限額については、現在、銀行等で行われている為替取引の一件当たりの平均額や、利用者利便等を勘案の上、決定しました。
65	資金移動業者が行う少額の取引として定められる上限(100万円)は、日本国内の顧客からの	上限額の制限は、日本国内において行われる資金移動業について適用されることから、海外の

	<p>送金だけでなく、海外の顧客から送金依頼を受けて日本国内の顧客に払い出す場合にも適用されるか。適用されるとなると、外国資金移動業者は、海外顧客が日本へ送金する場合の上限を設定しなければならず、海外における通常業務の中で、日本への送金についてのみ別途の取扱いをする必要に迫られることになる。また、かかる制限は日本国内の顧客保護を促進するものでもないと思われる。よって、海外顧客からの日本への送金については当該上限を適用するべきではないと考える。</p>	<p>顧客から送金依頼を受けたものであっても、資金移動業者が日本国内において顧客に払い出す場合には適用されるものと考えます。</p>
<b>▼資金移動業の範囲</b>		
66	<p>トラベラーズチェックやトラベラーズチェックと機能が類似する電子マネーカード(外貨を海外の ATM 等で引き出せるもの)の発行業務は、資金移動業者としての登録を要するか。</p> <p>また、当該電子マネーカードで、商品や役務を購入することができる場合、資金移動業者としての登録をすれば、第三者型発行者としての登録は不要という理解でよいか。</p>	<p>トラベラーズチェックやこれと機能が類似する電子マネーカードを発行して資金移動を行う場合には、銀行免許又は資金移動業者登録が必要となると考えます。</p> <p>一方、前払式支払手段は、原則として払戻しが禁止されており(法第 20 条第2項)、換金や現金の引き出しが自由に行われるトラベラーズチェックやこれと機能が類似する電子マネーカードは、前払式支払手段と性格を異にするため、これらを発行する者が第三者型発行者としての登録を行うことはできないものと考えます。</p>
67	<p>前払式支払手段へ現金をチャージした後、ATM で出金する場合、資金移動業にあたるか。また資金移動にあたる場合、供託する金額はどの範囲まで及ぶのか。</p>	<p>ATM で出金することができるカード等を発行して資金移動を行う場合には、資金移動業に該当すると考えます。この場合、資金移動業者が資産保全をすべき金額は、当該カードへのチャージにより資金を受け取ったときから ATM で出金されるまでの間、為替取引に関して負担する債務の額となると考えられます。</p> <p>なお、前記 66 のとおり、前払式支払手段については原則として払戻しを禁止しており(法第 20 条)、当初から ATM での出金を予定しているようなものについては、前払式支払手段と性格を異にすると考えられます。</p>
68	<p>グループ会社のために行うキャッシュマネジメント業務は、営業性がないものとして、「為替取引」に該当せず、銀行免許、資金移動業者としての登録のいずれをしなくても行うことができるという理解でよいか。資金移動業は、一回の送金金</p>	<p>個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、グループ会社のために行われるキャッシュマネジメント業務そのものが「営業」又は「業として営むこと」として行われていない場合には、銀行免許や資金移動業者の</p>

	額が 100 万円以下の取引に限定されるため、事実上、キャッシュマネージメントサービスのために利用することはできないと思われる。	登録が必要となるものではないと考えられます。
69	企業グループ内において、国内あるいは海外に財務業務子会社を設立し、グループ内会社のために、グループ会社と取引先との商取引等と一体の関係にある決済を代行することが行われている。この場合における財務業務子会社への決済事務及び取引先への決済代金の支払(送金)の集中は、グループ内会社のための業務に限定されており、かつ原因関係(商取引等)の存在を前提としている場合には、資金移動業には該当しないという理解でよいか。	
<b>▼資金移動業者の業務委託</b>		
70	銀行等及び保険会社は、「資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介」等を行うことが可能であるが、資金移動業者が登録制であることから、一般事業法人が当該業務を行うことは不可能であるとの理解でよいか。	銀行等及び保険会社は、業務範囲規制が設けられているため、特に規定を新設したものであり、一般事業法人が資金移動業者から委託を受けて資金移動業の代理又は媒介を行うことは可能です。
71	資金移動業者が契約者にカードを発行し、銀行の ATM を通じて現金の当該資金移動業者への資金の授受を行う場合、銀行は銀行法第 10 条第 2 項第 9 号の「国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い」に該当すると考えてよいか(通常のクレジット会社等の ATM 提携と同じと考えてよいか)。	貴見のとおりと考えます。
72	従来から、銀行の為替取引として顧客からの資金を受け入れた後、海外コルレス業者(施行後における外国資金移動業者)を通じて、受取人に送金がなされる事業形態が存在する。法の施行に伴い、当該業者が我が国において「資金移動業者」の登録を行い、(銀行を媒介せずに)直接サービスを提供することが可能となった場合、従来の銀行経由の取引は、 ①直接サービスと併存して差し支えなく、 ②資金移動業者の委託先と位置づけられることもないとの理解でよいか。	従来の銀行経由の取引が、銀行の為替取引として行われるものについては、貴見のとおりと考えます。
73	資金移動業の受託者について 資金移動業を第三者に委託する場合、資金移動業者府令第 27 条のほかに当該第三者の法的な受託要件は	貴見のとおりと考えます。

	ないという理解でよいか。	
74	資金移動業者がその業務を第三者に委託する場合、資金移動業者府令第 27 条において規定される一定の措置を講じる必要はあるものの、委託先の選定そのものについては何ら制限がないとの理解でよいか。	委託先の選定についての制限はありませんが、資金移動業者が委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることが求められます。
75	資金移動業者が利用者との現金の受払業務をコンビニエンスストア本部及びその加盟店に委託することは可能か。	利用者との現金の受払いをコンビニエンスストア本部及びその加盟店に委託することは可能ですが、資金移動業者が委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることが求められます。
76	資金移動業者が委託先・再委託先に関して適切な管理・監督を行うのであれば、資金移動業者の委託先は、実際の資金移動業務を再委託先に行わせることができるという理解でよいか（例えば、大型の小売チェーン店やコンビニエンスストアは、資金移動業者の委託先として資金移動業務を行うだけでなく、第三者を資金移動業者の再委託先にして送金サービスを行う可能性がある）。	再委託についての制限はありませんが、資金移動業者が再委託先も含めた委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることが求められます。
77	コンビニエンスストア本部企業が資金移動業者として登録を受けようとした場合、自社の経営する営業所以外にフランチャイズ契約により経営を行う加盟店舗を営業所として登録を行う事は可能か。	資金移動業者が自社の経営する営業所以外に、資金移動業の一部を委託して、委託先である加盟店舗の営業所において資金移動業を営むことも可能です。この場合、委託先については資金移動業者としての登録は不要ですが、委託先の営業所において資金移動業の業務上主要な活動が行われる場合には、コンビニエンスストア本部企業が資金移動業者として登録を受ける際に、当該委託先の営業所を登録申請書に記載していただくこととなります。
<b>▼外国資金移動業者(法第2条第4項)</b>		
78	外国資金移動業者に該当するためには、資金決済法に相当する外国の法令により当該外国において登録(これに類する許可その他の行政処分を含む)を受けている必要があるが、どのようなものが相当するのか具体的なガイドラインを示してほしい。	例えば、ニューヨーク州送金業者法における送金業者、EU 決済サービス指令における決済サービス機関などがこれに当たります。

<b>2. 資金移動業者の登録</b>		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方

▼資金移動業者登録申請書の記載事項(法第 38 条、資金移動業者府令第5条)		
79	<p>資金移動業者府令第5条は登録申請書の記載事項の一つとして、また、同府令第 29 条第1項第1号ハは明示事項の一つとして、「資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」を規定する。ここで「営業所」とは、日本国内の営業所に限定されない(すなわち日本国外の営業所も含まれる)との理解でよいか。</p>	<p>「資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」については、原則として日本国内の営業所を記載していただくこととなりますが、利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所を日本国外の営業所としても、国内における利用者からの苦情又は相談に適切に応ずる態勢が整備されている場合については、個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるものと考えます。</p> <p>なお、国外送金も取り扱う場合には、登録申請書の「資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先も記載していただく必要がありますので、ご留意下さい。</p>
80	<p>資金移動業者府令第5条は登録申請書の記載事項の一つとして、また、同令第 29 条第1項第1号ハは明示事項の一つとして、「資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」を規定する。しかし、インターネットを利用した資金移動業など、営業所を設けることが常態ではない事業形態もありうる。そこで、利用者からの苦情又は相談に応ずる方法として、インターネット上の相談窓口を設けるなど、必ずしも物理的な営業所を設けない方法で足りることを認めてほしい。具体的には、同府令第5条及び第 29 条第1項第1号ハの「営業所の所在地及び連絡先」を「営業所の所在地及び連絡先(営業所を設けないことに合理的理由がある事業にあっては、連絡先のみ。)」に変更してほしい。</p>	<p>インターネットを利用した資金移動業の場合であっても、書面の送付等による苦情又は相談を行うことも考えられるため、営業所の所在地の記載は必要と考えます。</p> <p>もっとも、連絡先については、インターネットのみサービスを提供し、利用者もパソコンを利用することが前提となっている場合には、インターネット上の連絡先(メールアドレスや URL)を記載するなどの方法も可能と考えます。</p>
81	<p>資金移動業者府令別紙様式第1号における7. 営業所の名称及び所在地(第3面)の「記載上の注意」にある「資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所」に関して、登録申請書に記載すべき営業所の範囲はどこまでか。</p>	<p>現金の受払い等、資金移動業を行う上で主要な業務を行っている場所を指し、当該業務を委託している場合には、委託先において当該主要な業務が行われている営業所をすべて記載する必要があります。</p>
82	<p>資金移動業者府令別紙様式第1号の記載上の注意のうち、「資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所」について、「主要な」のガイド</p>	<p>「主要な」とは現金の受払い等、利用者との間で為替取引を行うにあたり重要な業務が行われる場所を指すと考えます。</p>

	ラインを示してほしい。	
83	<p>資金移動業者府令別紙様式第1号第3面について、「記載上の注意」として「当該業務を委託先に行わせる場合には、その委託先の営業所を記載すること。」とされ、所在地及び電話番号を記載する様式となっている。</p> <p>また、同様式第6面では、「記載上の注意」として「資金移動業の全部又は一部を委託している場合に、資金移動業の形態ごとに記載すること。」とされている。</p> <p>一方、登録申請書は、法第39条第3項の規定により公衆の縦覧に供されることとされている。しかし、例えば、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している場合など、情報の安全管理やシステムのセキュリティを維持する観点から、業務委託先とその所在地、委託業務内容を公にすべきではない場合もあるものと考えられる。</p> <p>したがって、同様式第3面については「委託先の営業所の記載は要しない。」こととし、同様式第6面については、「受託者の住所」は削除することとしてはどうか。</p> <p>なお、別紙様式第2号の第4面及び第7面についても、上記と同様の取扱いとしてはどうか。</p>	<p>資金移動業者府令別紙様式第1号第3面については、資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すれば足り、「主要な」とは現金の受払い等、利用者との間で資金移動業を行うにあたり重要な業務が行われる場所を指すと考えます。したがって、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している委託先の営業所の名称及び所在地は第3面に記載する必要はないと考えます。</p> <p>一方、資金移動業者が業務を委託している委託先の情報は、監督上重要なものであると考えられます。したがって、第6面については、資金移動業に係る業務を委託している場合には、その委託先のすべてを記載する必要があります。</p> <p>資金移動業者府令別紙様式第2号の第4面及び第7面についても同様です。</p> <p>資金移動業者には当該情報を公衆縦覧に供することを踏まえた上で、適切な情報の安全管理等が求められると考えます。</p>
84	<p>法第38条第1項第3号にいう「資金移動業に係る営業所の名称及び所在地」とは、資金移動業者府令別紙様式第2号第4面の「記載上の注意」にあるとおり、「業務上主要な活動が行われる場所」を意味するとの理解でよいか。エージェントを通じて数百以上の国と地域において多くの店舗(営業所)を有するような国際的送金ネットワークを有する外国資金移動業者にとって、登録申請の際に、これら店舗及びエージェントをすべて記載し、委託契約のコピーを提出することは非現実的である。むしろ、全世界で適用されるエージェント選出・管理基準を添付してその管理プロセスを説明する方がより適切と考えられることから、かかる方法で足りることを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。また、登録申請の際には、申請者が委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じているかを確認することとなりますが、委託契約書のひな形等を提出してご説明いただくことも可能です。</p> <p>なお、国外に所在する営業所については、所在国名のみでの記載で足りるよう、登録申請書の様式を修正しましたが、国外送金も取り扱う場合には、利用者保護の観点から、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を別途記載していただくことが必要となります。</p>
85	<p>外国資金移動業者については、国内に営業所を有する外国会社に限るとしているところである</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p> <p>また、資金移動業に係る営業所の名称及び所</p>



	<p>が、これは国内に営業所を有していれば、当該業者として登録されることで、当該業者の外国拠点からも本邦顧客に対して資金移動業に関連する勧誘等ができるという理解でよいか。また、その理解で正しいとして、その場合には、資金移動業者府令第 38 条第1項第3号で求められる「資金移動業にかかる営業所の名称及び所在地」は、当該業者の外国拠点のうち、本邦顧客に対して資金移動業に関連するサービスを提供する主要な拠点にかかる情報を提出することになるという理解でよいか。そうである場合には、別表の記載上の注意に追加してほしい。</p>	<p>在地については、資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載することを記載上の注意として明記しています。</p> <p>なお、国外に所在する営業所については、所在国名のみでの記載で足りるよう、登録申請書の様式を修正しましたが、国外送金も取り扱う場合には、利用者保護の観点から、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を別途記載していただくことが必要となります。</p>
<p><b>▼資金移動業者登録申請書の添付書類(資金移動業者府令第6条)</b></p>		
86	<p>資金移動業者の登録に際して必要となる添付書類のうち、計算書類は日本の会計規則に従ったものである必要があるか。</p>	<p>本国における適切な会計規則に従って作成されたものであれば、必ずしも日本の会計規則に従ったものである必要はありません。</p>
87	<p>資金移動業者府令第2条は日本語以外の言語で作成された提出書類について訳文を付すことを求めている。そして、かかる提出書類には、登録申請書の添付書類も含まれると考えられる。しかし、登録申請書の添付書類には、「資金移動業に関する社内規則等」など、その内容すべてについて訳文を提出することが必ずしも現実的ではないものも含まれる。そこで、同条において、提出書類の概要の訳文で足りることを認めてほしい。仮にこれが難しい場合には、同条ただし書において、「金融庁長官が概要の訳文をもって足りると判断したとき」にも概要の訳文で足りることを認めてほしい。</p>	<p>添付書類はいずれも財務局による審査の際に重要な確認書類となるものであるため、訳文の提出が必要と考えます。</p>
88	<p>資金移動業者と利用者との取引約款に記載すべき事項について、資金移動業者府令第6条第 13 号では、登録申請においては、「資金移動業の利用者と為替取引を行う際に使用する契約書類」の添付が必要であると規定されている。しかしながら、現時点で、契約書類に通常記載される取引約款に記載すべき事項につき具体的には示されていない。そこで、記載すべき事項につき、今後何らかの形で示される予定があるか。また、予定があるとすればいつ頃、どのような形(必要となる記載事項の列挙、又は普通取引約</p>	<p>利用者と為替取引を行う際の契約書類は、登録申請書のビジネスモデルに応じて作成されるものと考えています。したがって、契約書類に記載すべき事項を具体的にお示しする予定はありません。</p>

	款の提示等)でなされるのか。	
89	資金移動業者府令第6条第14号の「第三者」については、業務全般における委託先すべてではなく、資金移動業における主たる業務を委託している第三者を登録申請書に記載すれば足りるとの理解でよいか。	資金移動業に係る業務の委託を受けた先については、そのすべての記載が必要です。
90	資金移動業者府令第6条第14号について、記載すべき第三者がある場合、受託者名等を利用者に明示する必要まではないとの理解でよいか。仮に、明示する必要がある場合は具体的にどのような場合にどのように行うべきか、ガイドラインは示されるのか。	業務委託状況については、登録申請書別紙様式第1号第6面及び同第2号第7面には、受託者の商号又は名称等を記載していただく必要がありますが、利用者に明示する必要はありません。
91	資金移動業者府令第6条第15号の参考事項とは何か、具体的なガイドラインを示してほしい。当該業者が他に行っている事業(法第38条第1項第9号、資金移動業者府令第10条第1項第8号参照)のことを想定しているのか。	資金移動業者府令第6条第15号の「その他参考となる事項を記載した書面」とは、財務局における資金移動業者としての登録審査の参考として必要となる資料全般を想定しています。
<b>▼資金移動業者登録の時期(令附則第9条)</b>		
92	資金移動業者の登録申請書は、いつから受け付ける予定か。正式な申請に先立って予備申請等の事前審査手続は行われるか。その場合、法律の施行前にこれが行われる可能性はあるか。	資金移動業者の登録申請については、令の公布の日より各財務局等で受付を行う予定です(令附則第9条)。

<b>3. 資金移動業者の行為規制</b>		
<b>No.</b>	<b>コメントの概要</b>	<b>金融庁の考え方</b>
<b>▼履行保証金の供託(法第43条、資金移動業者府令第11条)</b>		
93	資金移動業者府令第11条第1項により、資金移動業者は「1週間」ごとに「供託しなければならない」(法第43条第1項参照)とされているが、要保証額以上の額に相当する額の履行保証金がすでに供託されている場合には新たに供託義務は生じないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
94	資金移動業者府令第11条第1項の要供託額の算定期間が1週間であるとする、資金移動業者内の事務処理及び供託のための金銭移動に関する金融機関の事務処理等の事情により、処理が完了しない事態も想定される。また、営業日とは関係なく1週間を期間とすると、連休等の事情により、対応が困難な事態も想定される。 かかる実務上の現状を踏まえて、より適切な保	資金移動業者は、その利用者に対して負う債務の全額と同額以上の資産を保全することを義務づけていることから、為替取引によって日々変動する未達債務の額につき、できる限りリアルタイムで把握して資産保全する必要があると考えます。このような考え方から、供託事務手続に要する期間を考慮した上で要供託額の算定期間を1週間としています。

	全態勢を確保するため、期限について1週間よりも長期の期間(例えば、法で上限とされる1ヶ月)としてほしい。	
95	資金移動業者府令第11条第1項により、資金移動業者は「1週間」ごとに供託しなければならない(法第43条第1項参照)。しかし、前払式証券の発行者は6ヶ月毎に供託すれば足りた(前払式証券規制法第2条第2項参照)ことと比較すると極端に短い。そこで、資金移動業者府令第11条第1項により定める期間を「1月」に変更してほしい。	
96	資金移動業者府令第11条第2項の「未達債務」というのは、別紙様式第1号第8面の「記載上の注意」によれば、「為替取引に係る債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債務」という理解でよいか。また、未達か否かは当該為替取引の本旨(契約内容)に従って判断されるという理解でよいか。	貴見のとおりと考えますが、未達債務の発生 の認識を当該業務委託先が利用者から送金資金を受け取った時点よりも後にすることや、未達債務の消滅の認識を受取人が当該資金を当該業務委託先から受け取る時点よりも前にすることはできないなど、契約の内容による発生・移転・消滅の認識時点の変更には一定の限界があることにご留意下さい。
97	資金移動業者府令第11条第2項により未達債務の額は「国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額」とされている。ここで「国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額」とは、たとえば単純送金(すなわち原因関係から独立した資金の移動)においては、国内における利用者が国外における受取人に対する資金移動を依頼した場合に、当該資金のうち受取人が未だ受領したとまではいえない額(すなわち受取人が引出権限を有するに至ったとはいえない額)をいうとの理解でよいか。	資金移動業者が行う為替取引の形態には様々なものが想定されることから、個別の資金移動業者が行う為替取引の形態ごとに適切に判断されるべきものと考えますが、資金移動業者が送金依頼人に対して債務を負担することとされている場合には、受取人が受け取るまでの間、未達債務の額を把握しておく必要があるものと考えます。なお、当該未達債務の額は、受取人に引出権限が付与されたとしても未だ受け取ったといえない場合には、未達債務の額として計上していただく必要がある点にご留意下さい。  また、事務ガイドライン(資金移動業者)I-2-2-2-1もあわせてご参照ください。
98	資金移動業者府令第11条第2項の「利用者」は為替取引(送金)依頼元を指し、同項で「国外にある利用者」というのは、送金先が国内であるか否かを問わず、依頼元が国外にある場合を指すという理解でよいか。	資金移動業者が行う為替取引の形態には様々なものが想定されることから、個別の資金移動業者が行う為替取引の形態ごとに適切に判断されるべきものと考えますが、当該資金移動業者が送金依頼人に対して債務を負担することとされている為替取引の形態においては、資金移動業者府令第11条第2項の「国外にある利用者」とは国外にある送金依頼人を指すものと考えます。

99	<p>国内利用者と国外利用者との債務額の区分基準を明確に示してほしい。例えば、銀行口座を利用した海外送金の場合、資金移動業者名義の海外口座に入金となった資金(受取人の口座には未着金)は、国外利用者の債務額には該当しないという理解でよいか。</p>	<p>資金移動業者が行う為替取引の形態には様々なものが想定されることから、国内利用者と国外利用者との債務額の区分基準は、個別の資金移動業者が行う為替取引の形態ごとに適切に判断されるべきものと考えます。ご指摘のように、資金移動業者が銀行口座を利用した海外送金を行う場合、受取人の銀行口座に着金するまでの間は、未達債務に該当します。</p> <p>なお、国内利用者に対する債務から国外利用者に対する債務へ移転する時期については、送金依頼人、受取人、資金移動業者間の契約約款等によって、一定の範囲内で異なった取扱いをすることが許容されています。事務ガイドライン(資金移動業者) I-2-2-2-1④もあわせてご参照ください。</p>
100	<p>送金資金を資金移動業者が立て替える場合、資金移動業者が当該送金資金に係る未達債務を負担することにはなるものの、他方で立替金請求権を有することとなることから、立替金請求権に係る金額については、資金移動業者が利用者から立替金を受領するまでの間、未達債務の額から控除することはできないか(具体的には、資金移動業者府令第11条第2項の未達債務から例外的に立替金相当額を控除できる場合として、「資金移動業者が為替取引に係る送金額を利用者に代わり立て替えて支払った場合において、当該利用者が当該資金移動業者に対して当該送金額に相当する立替金に係る債務を弁済していないときには、当該送金額に相当する金額を本項の未達債務の額から控除することができる。」等の例外(控除)規定を設けることはできないか。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、資金移動業者が資金移動業の利用者に対し、為替取引に関する債務を負担するとともに、同じ為替取引に関して債権を有することとなる場合には、当該債務の額から当該債権の額を控除して未達債務の額を算出することを認める旨の規定を追加しました(資金移動業者府令第11条第3項)。</p> <p>なお、この場合、資産保全義務の履行の確認や権利実行手続における配当等の際に当該債権の額も把握する必要があるため、為替取引に関する債権の額や債務の額の記録を帳簿書類として備えていただくこととしました(資金移動業者府令第33条第1項第8号)。</p>
101	<p>資金移動業者の未達債務算出の「時点」は任意という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、未達債務の算出時点については、各事業者において任意にお決めいただきます。ただし、あらかじめ一定の時点を定めて登録申請書に記載していただき、時点を変更する場合は変更届の提出が必要となります。</p>
102	<p>資金移動業者の未達債務の算出や報告に際して、証拠書類等は求められていないのか。</p>	<p>未達債務の算出方法については、登録申請書への記載事項や添付書類の社内規則等により登録申請時に確認することを予定しています。</p>

		また、実際に算出された未達債務の額は、未達債務の額の報告書によって報告する必要があります。
103	<p>資金移動業者府令第 11 条第4項の「為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合」に関し、次のケースについてご教示いただきたい。</p> <p>資金移動業者が送金人から円通貨(例えば 1000 円)で資金を受領した時点で当該資金移動業者が外国通貨 a(例えば 1a=100 円のレートで 10a の未達債務を負担する)で未達債務を負担する約定となっている場合において、一定期間経過後に当該資金の還付を行うときには、同条第4項に基づき未達債務を把握していることを前提とすると、当該外国通貨を円通貨に換算して還付することになるため、当該還付時点の為替レート次第では、当初に送金委託した金銭が減少して送金人に還付されるケース(例えば 1a=90 円の為替レートとなっている場合、900 円の還付となる)が生じるが、かかる考え方で問題がないとの理解でよいか。</p>	<p>資金移動業者府令第 11 条第4項の規定は、外国通貨で表示された金額で為替取引が行われ、外国通貨建ての債務を負担している資金移動業者が、未達債務の額を算出する場合には、各営業日における外国為替の売買相場により、外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示された金額に換算することを求めたものです。</p> <p>為替レートの変動によって、利用者が実際に支払った額よりも権利実行手続において利用者の受け取る額が減少する可能性はありますが、営業日ごとに各営業日における外国為替の売買相場により洗い替えして未達債務の額を把握させ、できる限りリアルタイムに資産保全を義務づけることによって、利用者の保護が図られるものと考えています。</p>
104	<p>資金移動業者府令第 11 条第4項の「為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合」に関し、次のケースについてご教示いただきたい。</p> <p>資金移動業者が円通貨で資金を受領し、受取人が当該資金を受領する時点まで、当該資金移動業者が送金人に対し、円通貨での未達債務を負担するとの約定となっている場合において、受取人が外国通貨 b を選択して受領することができ、かつ、受取人が外国通貨 b による受領を選択したときには、円通貨から外国通貨 b への両替が行われ、資金移動業者から受取人に外国通貨 b が支払われることとなるが、当該両替にもかかわらず、資金移動業者は、円通貨による未達債務のみを負担することになるという理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、資金移動業者が送金人に対し、受取人が受け取るまでの間、円貨建てで未達債務を負担する約定となっている場合には、未達債務は円貨建てで負っているものと考えられ、資金移動業者府令第 11 条第4項に基づく換算は不要と考えられます。</p> <p>なお、資金移動業者が受取人に対して、送金資金を外国通貨をもって支払うことが予定されている場合には、「為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合」(資金移動業者府令第 29 条第1項第1号二)に該当すると考えられるため、利用者に対して為替レートや計算方法を明示する必要があると考えます。</p>
105	<p>海外の資金移動業者等と提携し、受取人に対する責任は現地への着金時から海外の事業者が受取人に責任を負う構成としている場合等、</p>	

	<p>受取人に対する責任を考えなくてよいケースにおいて、送金者に対しては円貨で責任を負う旨を約款等で明確にしているとき(たとえば送金指示を出したが実行前にキャンセルとなった場合等には当該円貨で返金する。)、資金移動業者府令第 11 条第4項及び第 29 条第1項第1号ニの「為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合」には、以下のいずれのケースも、該当しないという理解でよいか。なお、いずれの場合も、換算後の外国通貨での金額は送金者に提示するものとする。</p> <p>① 日本円で為替取引の送金資金を受け付けて、日本国内で資金移動業者が外国通貨への両替を行い、外国通貨で海外に送金するケース</p> <p>② 日本円で為替取引の送金資金を受け付けて、日本円で海外に送金を行い、海外で資金移動業者が外国通貨に両替するケース</p>	
106	<p>資金移動業者府令第 11 条第5項の権利の実行の手続に関する費用には、権利実行事務代行者たる銀行の送金手数料も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>法第 43 条第2項に規定する「権利の実行の手続に関する費用」とは、一般に、権利の実行の手続が行われる場合に使用されるべき一切の費用を指し、手続費用(官報公示、会場借上、証明書郵送費用)のほか、権利実行事務代行者への支払費用を含みます。ご指摘のように銀行送金を利用して送金資金の配当が行われる場合には、当該権利の実行の手続に関する費用には、銀行送金手数料も含まれます。</p>
<p><b>▼履行保証金保全契約(法第44条、令第 15 条・第 16 条、資金移動業者府令第 14 条～第 17 条)</b></p>		
107	<p>資金移動業者府令第 15 条の「銀行等」には、外国銀行支店で銀行法第 47 条第1項の免許を受けたものが入るべきと考えられるが、かかる理解でよいか。仮にそうでない場合には入るように修正されるべきである。</p>	<p>資金移動業者府令第 15 条の「銀行等」には、銀行法第 47 条第1項の規定により免許を受けた外国銀行支店が含まれるものと考えます。</p>
108	<p>「履行保証金保全契約を締結することができる銀行等」(法第 44 条、令第 16 条第1項)として、資金移動業者府令第 15 条第1号の「海外営業拠点を有する銀行」には外国銀行在日支店も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>「履行保証金保全契約を締結することができる銀行等」には一定の要件を満たした外国銀行支店が含まれるものと考えますが、外国銀行支店が履行保証金保全契約の相手方となることができるための要件を明記するよう規定を修正しました(資金移動業者府令第 15 条第1項第6号)。</p>
109	<p>履行保証金保全契約を締結できる者は、法第 44 条、令第 16 条第2項及び資金移動業者府令</p>	<p>なお、資金移動業者府令第 16 条第1項の要件</p>

	<p>第 16 条第3項により、日本の免許を有する銀行等及び保険会社等に制限されている。しかし、履行保証金保全契約を締結できる者をこれらに制限することは、実質的にみて外国資金移動業者の参入を殊更困難にする効果がある。そこで、履行保証金保全契約を締結できる者については、外国銀行や外国保険業者などを含め幅広く認めてほしい。</p>	<p>を満たす外国保険会社は、履行保証金保全契約の相手方となることができます。</p>
110	<p>外国銀行支店も銀行法第4条第1項の免許を受けているため(同法第47条第1項)、同法第2条第1項の「銀行」に該当し、法及び資金移動業者府令上の「銀行等」に該当するが(法第2条第9項、資金移動業者府令第1条)、外国銀行支店については銀行法施行令第9条による読替後の第14条の2第1号に規定する「自己資本として金融庁長官が定めるもの」が現状定められておらず、資金移動業者府令第15条第4項の「銀行法第14条の2第1号…に規定する基準」が存在しない。したがって、現状の資金移動業者府令第15条の案文では、外国銀行支店は履行保証金保全契約を締結することができないのではないかという疑義がある。現状、上記「自己資本として金融庁長官が定めるもの」が定められていないのは、外国銀行支店についてはその本国当局等による監督がなされ、また国内銀行と同様の自己資本規制が課されることにより、国内銀行と同様の自己資本規制を設けなくとも我が国における預金者の保護等に支障がないことを理由とするものと思われる。そうであれば、外国銀行支店についても履行保証金保全契約を締結することができることとすべきではないか。あるいは少なくとも、我が国と同様の自己資本規制が課されている国の当局により監督されている外国銀行支店については、履行保証金保全契約の相手方となることを認めるべきと考える。</p>	
111	<p>資金移動業者府令第17条第5項は「提出した資金移動業者」ではなく「提出しようとする資金移動業者」とするか、直裁に同条第4項にまとめて規定すべきではないか。資金移動業者府令第18条第4項等も同様である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>

112	<p>履行保証金信託契約においては、日々追加信託が行われる可能性があるが、本項による届出書は、資金移動業府令第 18 条第1項の承認後初めて信託をしたときのみ提出すれば足りるという理解でよいか。その旨明確化する必要はないか。</p>	<p>資金移動業府令第 18 条第3項の履行保証金信託契約届出書は、承認を受けた後最初に信託財産を信託した場合に提出すれば足りるものですが、この取扱いを明確化するため、条文を修正しました。</p>
<b>▼履行保証金信託契約(法第 45 条、資金移動業府令第 18 条～第 21 条)</b>		
113	<p>信託契約資金移動業者は、自身の営業日を基準として、要履行保証額を翌営業日に信託するとの規定となっているが、実際に信託する日については銀行営業日の影響を考慮し、業者自身の翌営業日以降で、かつ、信託銀行の直近の営業日に信託を行うという趣旨でよいか。</p>	<p>法第 45 条第1項の規定は、信託契約資金移動業者の各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以上であることが必要となるため、信託契約資金移動業者の営業日において信託財産の額が要履行保証額に満たないことがないよう、あらかじめ信託財産を信託していただく必要があると考えられます。</p>
114	<p>資金移動業府令第 20 条第1項の「預貯金」には、外貨は含まれるのか。</p>	<p>法第2条第11項に規定する「銀行等」に対する「預貯金」であれば、外貨も含まれます。</p>
115	<p>資金移動業府令第 20 条第1項は、信託契約資金移動業者が、信託会社等に対し、預金債権を信託譲渡することを想定している規定であるという理解でよいか。また、「信託契約資金移動業者が…銀行等である場合」は想定できないのではないか(資金移動業府令第 19 条第5号口も同じ)。</p>	<p>前段につきましては、貴見のとおりと考えます。後段につきましては、ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
116	<p>資金移動業府令第 19 条に「要履行保証額が大幅かつ急激に減少した場合」とあるが、減少幅もしくは減少率の目処はどのくらいになるか。また、金融庁長官への届出の方法は書面等の提出となるのか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えますが、例えば、要履行保証額が1週間に 30%減少した場合がこれにあたると思います。また、届出の方法は財務局長に対する書面等の提出によることとなります。</p>
<b>▼金融庁長官の命令に基づく履行保証金の供託(法第 46 条、資金移動業府令第 22 条)</b>		
117	<p>資金移動業府令第 22 条第1項は、資金移動業者の「本店」の最寄りの供託所に供託しなければならない旨規定する。外国資金移動業者の場合は、「国内における主たる営業所」に読み替える(法第 43 条第1項参照)との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます(資金移動業府令第 8条参照)。</p>
<b>▼情報の安全管理措置(法第 49 条、資金移動業府令第 24 条～第 26 条)</b>		
118	<p>資金移動業府令第 24 条に規定される情報の安全管理措置については、業務の内容に照ら</p>	<p>具体的にどのような措置が求められるかについては、個々の資金移動業者の業務の規模・特</p>



	し、利用者にとって信頼性、安全性が十分に確保されるよう、今後、指針等を示してほしい。	性に応じて異なると考えられることから明確な基準お示しすることは困難ですが、事務ガイドライン(資金移動業者)において示された監督上の着眼点を踏まえて、資金移動業者の業務の規模・特性に応じて適切な措置を講じる必要があります。
119	資金移動業者府令第 26 条において、資金移動業者は、利用者に関する各種情報を適切に取扱う措置を講じることとあるが、いわゆる犯罪歴のある者等、特に過去に組織的犯罪処罰法や暴力団対策法で処罰され一定期間を経ている者については、新たに資金移動業者を利用する者としての資格要件規定を設け、これを満たさない者の利用を禁ずる、といった法的対応が必要ではないか。	資金移動業者には、銀行等と同様、犯罪収益移転防止法上の本人確認義務、疑わしい取引の届出義務といったマネー・ローンダリング規制等の遵守や、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備の取組みが求められており、これらにより適切な体制が整備されるものと考えています。
120	資金移動業に係る情報の安全管理措置、個人情報保護、委託先の監督、その他の利用者保護にかかる措置等は、銀行等が行う送金業務におけるそれと同一水準のものが要求されるとの理解でよいか。	ご指摘の措置については、必ずしも銀行が行う送金業務と同一水準のものを求めるものではありませんが、資金移動業者の業務の内容に応じて適切な体制が整備されている必要があると考えます。
<b>▼委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置(法第 50 条、資金移動業者府令第 27 条)</b>		
121	「履行保証金」及び「未達債務額の算出」は資金移動業者に課せられているのであって、業務委託先に課せられているものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
122	委託先の定義を明確に示してほしい。仮に、銀行を介した資金移動の場合、銀行も「委託先」となり、資金移動業者の監督を受けることになるという理解でよいか。	資金移動業者から資金移動業の委託を受けた者が委託先となります。銀行が資金移動業の委託を受ける場合には、その限度で資金移動業者から委託先としての監督を受けることとなります。
123	資金移動業者が海外送金を実施する形態として、実際の資金送金を取引単位毎ではなく、一定期間分の取引をまとめて銀行経由 SWIFT で資金を送金する形態が考えられる。かかる形態で銀行が送金部分の委託を受けた場合、資金移動業者が個別取引の資金用途の確認や本人確認を実施しており、銀行は個別取引の適法性確認の義務を負わないとの認識でよいか。銀行が資金移動業者からの送金業務の委託を受けた場合の責任範囲を明確にしてほしい。	銀行が資金移動業者から送金にかかるインフラの提供についてのみ委託を受けた場合、その限度で委託先としての義務を負うこととなり、銀行が法令上必要となる資金用途の確認や本人確認を自ら実施することとなると考えられます。

<b>▼銀行等が行う為替取引との誤認防止(法第 51 条、資金移動業者府令第 28 条)</b>		
124	<p>資金移動業者府令第 28 条第3項は一定の事項を営業所の「窓口に掲示」することを求めている。しかし、インターネットを利用した資金移動業など、営業所を設けることが常態ではない事業形態もありうる。そのような事業形態の場合、同条項はどのように適用されるのか。</p>	<p>営業所を設けて為替取引を行わない場合には、資金移動業者府令第 28 条第3項の適用はないものと考えられます。</p>
<b>▼利用者に対する情報の提供(法第 51 条、資金移動業者府令第 29 条)</b>		
125	<p>資金移動業者府令第 29 条について、「利用者」は、送金人及び受取人双方を含み、「為替取引に係る指図を行う利用者」は、送金人のみを含むという理解でよいか。</p>	<p>資金移動業者府令第29条第1項第1号口又はハの「利用者」には送金人及び受取人の双方を含みますが、同項第1号の「為替取引に係る指図を行う利用者」は、個別の資金移動業者が行う為替取引の形態ごとに適切に判断されるべきものと考えられます。当該資金移動業者が行う為替取引の形態において、為替取引に係る指図を送金人が行うこととされている場合には、同号の「為替取引に係る指図を行う利用者」は、送金人を指すものと考えられます。</p>
126	<p>資金移動業者府令第 29 条第1項第1号及び第2号において、為替取引が「継続的に又は反復して」か否かによって利用者に対して明示する事項が区別されているのは、どのような趣旨に基づくのか。</p>	<p>一回限りの為替取引を行う場合と、口座等を開設させるなどして継続的に又は反復して為替取引を行うことを内容とする契約を締結する場合とでは、資金移動業者と利用者が一定期間継続的な契約関係にあるか否かにおいて異なり、後者においては契約期間や当該契約期間の中途での解約時の取扱いについても重要な情報と考えられることから、区別して規定しています。</p>
127	<p>資金移動業者府令第 29 条第1項第1号口に関し、複数の委託先、提携先が存在する場合、個別の委託先、提携先との委託報酬、提携手数料等については、その合計額又は計算方法のいずれかを示すことが必要となるとの理解でよいか。</p> <p>仮に、個別の委託報酬額、提携手数料額までの情報提供が必要となると、企業の機密情報となる個別の委託先、提携先との委託報酬、提携手数料等が外部に具体的に明らかになってしまい、委託先、提携先との交渉に著しい支障が生じることが危惧される。</p>	<p>資金移動業者府令第 29 条第1項第1号口は、利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額、上限額又はこれらの計算方法を示すことを求めており、複数の委託先、提携先が存在する場合、個別の報酬及び手数料等の額を示すほか、その合計額や上限額、又はこれらの計算方法のいずれかを示すことでも足りるものと考えます。</p>
128	<p>資金移動業者は、資金移動業者府令第 29 条第1項第1号により顧客に対し送金にかかる手</p>	<p>利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の額については、上限額やこれらの計算方法</p>

	<p>数料や費用等を明示することとされているが、送金時に手数料や費用等を確定して開示することが困難な場合がある。したがって、本条における明示の内容は、具体的には、手数料、付加的なサービスにかかる料金(該当するものがある場合)、為替レート、送金の受取人が受領する金額又はその計算方法若しくは根拠等の開示で足りるとすべきである。すなわち、一定の国、例えば中国への送金では、中国の法律により中国国内の顧客が実際に資金を受領する時点まで中国元のレートが確定されないため、送金時に手数料や費用等を確定して開示することが困難な場合がある。かかる場合には参考レートで換算した予定額を示すことで足りると解してよいか。</p>	<p>を明示することでも足りることとしています。</p> <p>また、為替レートにつきましては、ご指摘を踏まえ、換算額や換算に用いる為替レートの計算方法を明示することでも足りるよう条文を修正しており、例えば参考レートで換算した予定額を示すことでも足りるものと考えます。</p>
129	<p>資金移動業者府令第29条第1項第2号に関して、本号は「為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」を締結した場合のみ情報提供を義務付けるものか、あるいは当該契約に基づく個別の為替取引を行う都度、情報提供をすることを義務付けるものか。前者であるとすると、本号口、本項第1号二に掲げる事項は個別の為替取引により変動するため、告知をすることが不可能ではないか。</p>	<p>前段につきましては、契約締結時に情報提供を求めるものです。</p> <p>後段につきましては、資金移動業者府令第29条第1項第1号二については、ご指摘を踏まえ、換算額や換算に用いる為替レートの計算方法を明示することでも足りるよう条文を修正しました。</p>
130	<p>反復継続する為替取引契約の締結時において利用者に明示すべき事項について資金移動業者府令第29条第1項第2号口において同項第1号二「当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準」を準用する場合について、単に「標準」とされてしまうとレートの計算方法を記載することでは足りなくなってしまう。日々変動する為替相場とその反復継続性による簡素化の必要性に鑑み、同号口と同様に、「又はこれらの計算方法」と付加修正する必要があるのではないか。また、そのように修正したとしても、利用者は個別の為替取引時に「これらの計算方法」を元に実際に「換算した金額」を求めることが可能であり、利用者に特段の不利益は生じないものと思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、換算額や換算に用いる為替レートの計算方法を明示することでも足りるよう条文を修正しました。</p>
131	<p>資金移動業者府令第29条第2項に関して、本条1項二に掲げる事項を為替証書等に表示する</p>	

	ことは実務上不可能ではないか。	
<b>▼受取証書の交付(法第 51 条、資金移動業者府令第 30 条)</b>		
132	送金資金を資金移動業者が立て替える場合、資金移動業者が利用者から「金銭その他の資金を受領したとき」に該当しないので、立替金を資金移動業者が利用者から受領するまでは受領証書の交付義務は生じないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
133	資金移動業者府令第 30 条第4項の電磁的方法による「承諾」については、例えばウェブ上で規約内に電磁的交付をする旨明記した上で顧客が当該規約にクリックすることで同意(承諾)を得たと解してよいか。	資金移動業者府令第 30 条第4項は、電磁的方法により提供する場合には、あらかじめ、利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととされています。ウェブ上の規約内に記載することで、実質的に利用者が電磁的方法により交付されるということを認識せずにクリックすることが容易に想定される場合など、承諾が必ずしも有効とみなされないことがありうる点にご留意下さい。
134	ATM を経由して契約者が資金移動業者に資金を受け渡す場合、資金移動業者府令第 30 条第3項の規定に該当するときは、ATM から排出する明細票の表示内容は同府令第 30 条第1項に該当しないと考えてよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、資金移動業者府令第 30 条第3項の規定に該当するときは、受取証書の交付は不要となります。
<b>▼その他利用者保護を図るための措置(法第 51 条、資金移動業者府令第 31 条)</b>		
135	資金移動業者府令第 31 条第1号にいう「捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供がある」とは、裁判所の令状等に基づく正式な要請があった場合と考えるとよいか。捜査機関による任意の口頭での情報提供を指すとすると、顧客の嫌疑が公的に判定される前に取引停止することになり、かえって顧客側から財産権侵害を理由に争われる危険があると考えます。	捜査機関等からの情報提供については、かかる情報について資金移動業者において調査し、取引停止等の判断を行うこととなります。情報提供の方法については、裁判所の令状等に基づく方法等に限るものではありません。 契約約款の取引停止事由として法令で規定されているような場合を規定しておくなど、資金移動業者として法令において求められる義務を適切に履行できる態勢を構築する必要があります。

4. 資金移動業者の監督		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>▼資金移動業者登録簿の縦覧(法第 39 条、資金移動業者府令第8条)</b>		
136	資金移動業者府令第8条により資金移動業者登録簿において開示される事項は、法第 39 条第1項に記載されている事項に限定されるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。

<b>▼変更の届出(法第 41 条、資金移動業者府令第 10 条)</b>		
137	<p>資金移動業者として申請後における営業所の新設及び改廃については、法第 41 条に「遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。」と定めているが、毎月1回程度の頻度で期間に発生した届出を行うことで要件を満たすことが可能か。</p>	<p>法第 41 条は、法第 38 条第1項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、合理的な期間内に届出を行うことを求めており、毎月1回程度の頻度で届出をすることは、必ずしも「遅滞なく」届出を行うことにならない場合もあると考えます。</p>
<b>▼帳簿書類(法第 52 条、資金移動業者府令第 33 条)</b>		
138	<p>法第 52 条に関して、外部委託をしている資金移動業者の帳簿書類については、外部委託先で適切に保存されていれば、当該資金移動業者においては当該帳簿書類の電子的データ又はこれへのアクセスを有することで足りるとすべきと考える。</p>	<p>資金移動業者の帳簿書類については、当該資金移動業者において保存することが必要となります。なお、内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則により、帳簿書類の保存に代えて電子的記録による保存を行うことも可能ですが、委託先へのアクセスを可能としているだけでは足りないと考えられます。</p>
<b>▼法令違反行為等の届出(資金移動業者府令第 39 条)</b>		
139	<p>資金移動業者府令第 39 条にかかる委任規定が法においては無いように思われるが、本条は法のどの規定に基づく義務か。</p>	<p>本条は、法第 105 条を根拠規定としています。</p>
140	<p>資金移動業者は他業禁止が定められていないので、特に資金移動業に限定することなく、当該業者の業務の健全かつ適切な運営に支障をきたす行為又はそのおそれがある場合には届出をさせるべきではないか。</p>	<p>資金移動業者府令第 39 条では、資金移動業者が、取締役等に資金移動業に関して法令違反行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合に、届出書を提出することを求めています。</p> <p>この点、資金移動業以外の業務において法令違反行為等があったことにより資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す場合は、同条に基づく届出書の提出が必要と考えられますが、他業の失敗が波及して資金移動も含めた企業の経営が危うくなるような場合まで届出を義務付けることはできないと考えています。</p>

### Ⅲ 認定資金決済事業者協会

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>▼認定資金決済事業者協会への加入</b>		
141	認定資金決済事業者協会への加入は義務付けられておらず任意であるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
<b>▼認定資金決済事業者協会認定申請書の添付書類(法第87条、令第23条、協会府令第2条)</b>		
142	協会府令第2条第4号の規定により、登録申請書の添付書類として「役員の住民票の抄本」が必要とされているが、本籍地については機微情報でもあることから、「(本籍の記載のあるものに限る。)」との文言は、削除することが適当ではないか	ご指摘を踏まえ、「(本籍の記載のあるものに限る。)」を削除する旨条文を修正しました。

#### IV 指定紛争解決機関

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>▼資金移動業関連苦情等(ADR 府令第1条)</b>		
143	<p>ADR 府令第1条第4項により、「資金移動業関連苦情」とは「資金移動業に関する苦情」、「資金移動業関連紛争」とは「資金移動業に関する紛争で当事者が和解をすることができるもの」と規定されているが、資金移動の原因関係に由来する苦情又は紛争が含まれると解釈されるおそれがある。しかし、これらの紛争まで含まれるとすると、原因関係に関する紛争解決についての別段の合意等と矛盾する結果となるおそれや、紛争の本質が資金移動業に起因するのではなく原因関係の問題として解決されるべき紛争まで持ち込まれるおそれがある。そこで、両定義から、資金移動の原因関係に由来する苦情及び紛争を除外してほしい。</p>	<p>ご指摘の原因関係の示す内容は明らかではありませんが、「資金移動業関連苦情」や「資金移動業関連紛争」は資金移動業に関連するものであり、資金移動業の業務範囲に含まれないものは対象となりません。</p>

## V その他

1. 資金決済法全般		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>▼「銀行等」の範囲</b>		
144	法及び令における「銀行等」には、外国銀行支店で銀行法第 47 条第1項の免許を受けたものが入るべきと考えられるが、かかる理解でよいか。仮にそうでない場合には入るように修正されるべきである。	法及び令における「銀行等」には銀行法第 47 条第1項の規定により免許を受けた外国銀行支店が含まれるものと考えています。
<b>▼出資法との関係</b>		
145	<p>資金の送金・受取に際して、利用者は、まず資金移動業者が管理するアカウントを開設し、当該アカウントに送金のための資金を入金し、また、当該アカウントで資金を受け取る、という資金移動業のビジネスモデルが、主にインターネットを介して行う送金サービスの場合に、有力かつ実地的な手法として想定できる。</p> <p>このようなビジネスモデルは、出資法第2条の「預り金」の禁止に抵触するおそれがあると思われるが、事務ガイドラインに規定されている「預り金」の要件をふまえ、資金移動業者が、利用者の送金・受取のためにアカウントで資金を受け入れることが、どの程度許容されるのか、明らかにされたい。</p>	<p>例えば、資金移動業者が、送金依頼人から送金指図を受けるとともに、当該指図に係る送金資金を送金依頼人のアカウントに受け入れるなど、送金資金が具体的な送金依頼と結びついている場合には、当該送金資金の受入れは、出資法第2条第2項で禁止される「預り金」には該当しないと考えられます。</p> <p>ただし、資金移動業者は、銀行と異なり預金の受入れはできず（銀行法第2条第2項）、送金と無関係に資金を預かったり、送金用口座と称して長期間金銭を預かり利息を付すなど、その実態によっては実質的に「預り金」に該当する場合も考えられます。したがって、個別事例ごとに、事務ガイドライン（預り金）2-1-1(2)に掲げる要件（①不特定かつ多数の者が相手であること、②金銭の受け入れであること、③元本の返還が約されていること、④主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること）に照らし合わせながら、「預り金」に該当するか否かを判断することになります。</p>
146	資金移動業者としての登録をすれば、金銭の払戻し（換金性）を認めても、出資法第2条第1項の「預り金」規制に反しないという理解でよいか。	
<b>▼法令の周知について</b>		
147	今回の施行によって、具体的にどのような業者が規制対象となり、何をすべきなのか、相談窓口はどこか、など具体的に告知してほしい。	ご指摘を踏まえ、適切な周知を図ってまいります。
<b>▼収納代行サービス等</b>		
148	「資金移動業」について、業として資金移動を行うものと解釈し、以下の業態についても、登録・資産保全を義務付けるなどの規制をするよう	平成 21 年 1 月 14 日付金融審議会金融分科会第二部会報告書においては、「共通した認識を得ることが困難であった事項については、性急に制



	<p>政令・府令でも明記してほしい。</p> <p>① 収納代行業 ② 代金引換業 ③ 決済代行業</p> <p>その理由として、前払式支払手段発行者の登録について、「公序良俗違反」を広くとらえることで、悪質な取引の決済に前払式支払手段が利用されることが防止されるものと思われる。前記①～③の支払方法も、悪質な取引に利用される事例は数多くある。</p>	<p>度整備を図ることなく、将来の課題とすることが「適当」とされており、利用者保護に欠ける事態等が生じないよう引き続き注視していくこととしています。</p>
149	<p>資金移動業の規制(収納代行に関して)オンラインゲームなどで子供がトラブルに巻き込まれる例が増えている。無料ゲームサイトに登録したら有料サイトに入ってしまった場合、有料アイテムをほしくてたまらなくなった場合など、かなり低年齢の子供たちが高額な契約をすることがある。代金の支払いに、収納代行などが利用されます。未成年者がコンビニで、収納代行を利用した決済をする場合、コンビニレジでは未成年者の契約であることを認識できるはずである。お小遣いの範囲を超え、毎日毎日高額の取引を繰り返した例があるにもかかわらずコンビニ本部もゲーム会社側も未成年者取消しに応じず返金がなされないことがあった。健全な青少年育成のためにも収納代行業などの規制は必要である。</p>	
150	<p>決済方法の組み合わせによる被害の増大について いわゆる「さくら」による悪質出会い系サイトで最初、銀行振込みをしていたが、夜間に入りやむを得ずカード決済をした。また、日曜日に出会う約束をしたにも関わらず、日時や正確な場所指定がないまま1日中振り回され、メール送受のためにポイントを追加購入するためコンビニ決済や電子マネー決済をするなど、様々な決済方法が組み合わせられることにより被害が増大している。今回の資金決済法は、マネロン対策や事業者倒産時の消費者保護が重点のようであるが、公序良俗違反事業者との加盟店契約の排除など、健全な社会形成にも有用と考える。ぜひ、登録制度強化をお願いしたい。</p>	
151	<p>収納代行業・コンビニ収納代行業について、以</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます</p>

	<p>下に述べるような被害実情があるので、運用に当たって留意するとともに更なる法改正をご検討いただきたい。</p> <p>《コンビニ収納の問題点1》金融機関と違いフランチャイズであるコンビニでは倒産、廃業等のリスクが比較にならないほど大きいと思われる。また収納作業はバーコード読取方式で誰でも手軽にできるが、データの読み取り・送信ミス、実際の入金とデータの照合作業等の正確性等の点で若干信頼性を疑われる場合があると思われる。</p> <p>《コンビニ収納の問題点2》金融機関での振込みに対する監視や振り込み詐欺救済法が施行されたが、コンビニは収納システムを提供する代理店等を通じて以下のような振り込み詐欺まがいのサイトに料金回収の手段を与えている。24時間いつでも振込めるコンビニは、メール等で冷静な判断力を失わせて振込ませるのに悪用されやすい側面がある。このようなサイトがコンビニ決済を利用できないよう、コンビニが利用先について十分な調査をするよう規制対象としてほしい。</p>	す。
<b>▼ポイントサービス</b>		
152	<p>今後の課題として、ポイントサービスについて、登録制をとり、資産保全措置などの法規制についてご検討いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
153	<p>オンラインゲーム会社における未使用ポイントは法人税法上はユーザーから入金があった時点で売上として課税されているが、この法律上は供託等の処置が必要な未使用残高とされてしまうこととなる。この法律の施行に伴い法人税法上の未使用ポイントの性格の解釈も変わってしかるべきではないか。</p>	<p>税法上の解釈については、国税庁等にご照会ください。</p>
<b>2. 犯罪収益移転防止法施行規則</b>		
<b>No.</b>	<b>コメントの概要</b>	<b>金融庁の考え方</b>
154	<p>資金移動業者が本人確認済みである契約者がATMで10万円以上の預入れをする場合、犯罪収益移転防止法施行規則第3条に定める本人確認は不要と考えてよいか。</p>	<p>10万円を超える現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものであっても、暗証番号の確認等犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1項に定める方法により、その顧客について本人確認済みであることを確認すれば、本人確認不要の取扱いをすることが認められています。</p>

3. 銀行法施行規則		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方
155	銀行子会社又は銀行持株子会社であるクレジットカード会社は、自ら資金移動業を行うことができるかについて解釈を示してほしい。	銀行子会社又は銀行持株子会社であるクレジットカード会社については、資金移動業者として登録を受ければ、自ら資金移動業を行うことが可能と考えられます。
156	銀行法施行規則(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)の改正により、銀行は資金移動業の代理又は媒介を行う(委託先となる)ことが認められると理解するが、その場合、銀行としては特に、届出・認可等の手続は必要ないとの理解でよいか。	銀行が資金移動業者から委託を受けて、資金移動業の代理又は媒介を行う場合には、銀行が届出や認可等の手続を行う必要はありません。ただし、資金移動業の委託先の商号又は名称等については、登録申請書の記載事項とされており、新たに委託先となった者に関しては、資金移動業者において変更届を提出していただく必要があります。
157	銀行法施行規則第 17 条の2第 10 項第 1 号、第 3 号が改正され、最後のカッコ書きに「(銀行法第 16 条の2第 1 項)第 5 号の 2」の少額短期保険業者が追加された一方、銀行持株会社についての規定である銀行法施行規則第 34 条の 16 第 8 項は改正されていないが、同様に「第 5 号の 2」を追加する必要がある。	ご意見を踏まえ、修正します(銀行法施行規則第 34 条の 16 第 8 項、長銀法施行規則第 5 条の 6 第 8 項)。
158	外国資金移動業者(法第 2 条第 4 項)は銀行業を営む外国の会社に該当するかの。	外国資金移動業者が銀行業を営む外国の会社に該当するかどうかについては、 ① 外国の法令に準拠して(外国当局から銀行業の免許等を受けて)、銀行業を営む者は、銀行業を営む外国の会社に該当するものと考えられます(銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 7 号)。 ② 外国において銀行業ではなく、法に相当する当該外国の法令の規定により為替取引を業として営む者は、外国資金移動業者であり、銀行業を営む外国の会社には該当しないものと考えられます。
159	外国資金移動業者が銀行業を営む外国の会社に該当するとして、法第 37 条の登録を受けて資金移動業者(法第 2 条第 3 項)となった外国資金移動業者を銀行の子会社とする場合、銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 2 号の 2 と第 7 号のどちらの子会社に該当するかの。	① 外国の法令に準拠して(外国当局から銀行業の免許等を受けて)、外国において銀行業を営む者は、銀行業を営む外国の会社に該当するものと考えられます(銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 7 号)。 ② 外国において銀行業ではなく、法に相当する当該外国の法令の規定により為替取引を業として営む外国資金移動業者が、法第 37 条の登

		録を受けた場合は、資金移動業者になるものと考えられます(銀行法第 16 条の2第1項第2号の2)。
160	銀行法施行規則第 17 条の2第 10 項、保険業法施行規則第 56 条第9項等について、「(預金の受入れ、資金の貸付けを行わない)資金移動業(に相当する業務)を営む外国の会社」を銀行や保険会社の子会社とした場合の規律はどうなるのか。	<p>① 子会社にしようとする会社が、外国において外国の銀行法令に準拠して(外国当局から銀行業の免許等を受けて)為替取引を行う者である場合は、銀行業を営む外国の会社に該当するものと考えられます(銀行法第 16 条の2第1項第7号)。</p> <p>② 子会社にしようとする会社が、外国において外国の銀行法令に準拠せず(外国当局から銀行業の免許等を受けずに、法に相当する法律に基づく登録等を取得して)為替取引を行う者である場合は、当該会社は、外国資金移動業者として、法第 37 条の登録を受ける必要があります。</p> <p>このため、保険会社の子会社である(預金の受入れ、資金の貸付けを行わない)資金移動業(に相当する業務)を営む外国の会社が、外国の法令に準拠して(外国当局から銀行業の免許等を受けて)銀行業を営んでいる場合には、当該子会社は銀行業を営む外国の会社に該当するため、当該保険会社は銀行専門関連業務を行う子会社を有することができます。</p> <p>一方、保険会社の子会社である(預金の受入れ、資金の貸付けを行わない)資金移動業(に相当する業務)を営む外国の会社が外国資金移動業者として法第 37 条の登録を受けて資金移動業者として子会社となった場合に、当該子会社は銀行業を営む外国の会社には該当しないため、当該保険会社は銀行専門関連業務を行う子会社を有することはできません。</p>
<b>4. 保険業法施行規則</b>		
<b>No.</b>	<b>コメントの概要</b>	<b>金融庁の考え方</b>
161	保険業法施行規則第 56 条第9項(旧第8項)の第5号、第6号、第7号ではそれぞれ「次条第7項」「次条第8項」「次条第9項」とあるが、平成 21 年3月 31 日の改正で第 56 条の2第3項が削除されて項ずれが生じているため、それぞれ「次条第6項」「次条第7項」「次条第8項」とする必要がある。	ご指摘を踏まえ、本改正で修正します。

162	<p>保険業法施行規則第 56 条の 2 第 9 項第 1 号は保険会社の子会社が行う金融関連業務のうち認可ではなく届出で済むものの範囲を定めており、現在、「第 2 項第 1 号から第 34 号の 2 までに掲げる業務」となっているが、第 34 号の 2 の 2 の業務（資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介）を加え「第 2 項第 1 号から第 34 号の 2 の 2 までに掲げる業務」とすべきである。</p>	<p>ご指摘の場合に保険業法第 106 条第 4 項の認可が不要な点が明確になるよう修正します。</p>
163	<p>保険業法施行規則第 210 条の 7 第 9 項第 3 号、第 4 号、第 7 号中の「第 34 号」を「第 34 号の 3」に修正すべきである。保険会社の子会社についての規定である保険業法施行規則第 56 条第 9 項(旧第 8 項)各号については、平成 20 年 12 月 5 日の金商法関係の改正で既に「第 34 号の 3」に修正されている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本改正で修正します。</p>
164	<p>保険業法施行規則第 56 条の 2 第 2 項第 13 号と銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 2 号について、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介」と「資金移動業の代理又は媒介」は重複関係にあるのか。</p>	<p>ご指摘の点につき、重複関係にない立場に従って修正します。</p>
165	<p>保険業法施行規則第 56 条第 9 項について(第 210 条の 7 第 9 項も同様)、今回の保険業法の改正(保険業法第 106 条第 1 項第 4 号の 2)により、保険会社は資金移動専門会社を子会社として保有することが可能になったが、資金移動専門会社を子会社とする持株会社を保険会社の子会社として保有することは可能か確認したい。</p>	<p>資金移動専門会社を子会社とする持株会社を子会社とすることが可能な点を明らかにするため、所要の修正を行います(保険業法施行規則第 56 条第 9 項第 4 号、第 210 条の 7 第 9 項第 4 号)。</p>
166	<p>保険業法施行規則第 56 条第 9 項第 1 号において「信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)」とあるのは「信託業を営む外国の会社(保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。)」の誤りではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本改正で「銀行業」を「保険業」に修正します。</p>
167	<p>保険業法施行規則第 210 条の 7 第 9 項柱書きについて、第 56 条第 9 項と異なり、保険持株会社についての規定である第 210 条の 7 第 9 項は改正しない案が示されている。</p> <p>これは、第 56 条第 9 項であれば同条第 4 項第 1 号の少額短期保険業者は保険会社の子会社</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

	<p>としての少額短期保険業者であるので「その(保険会社の)子会社」に含めることができるが、第210条の7第9項の場合、同条第1項第1号の少額短期保険業者は保険持株会社の子会社としての少額短期保険業者であるので「その(保険会社の)子会社」含めることができないためとの理解でよいか。</p>	
168	<p>保険業法施行規則第210条の7第9項柱書きの「第56条の2第1項各号」は「(第210条の7)第2項各号」に、「主として保険会社、その子会社又は第1項各号に掲げる者」は「主として保険持株会社、その子会社又は第1項各号(第1項第1号の2若しくは第2号)に掲げる者」にすべきではないか。また、第210条の7第9項第1号から第7号の「第56条の2第1項各号及び第2項各号」は「(第210条の7)第2項各号及び第56条の2第2項各号」にすべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
169	<p>保険業法施行規則第210条の7第2項第6号について、カッコ書きが「第10号に該当するものを除く」となっているが、第56条の2第1項6号、銀行法施行規則第17条の3第1項第7号、第34条の16第3項第7号と比較すると、「第9号に該当するものを除く」が正しいと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本改正で修正します。</p>
<p><b>5. 労働金庫法施行規則</b></p>		
<b>No.</b>	<b>コメントの概要</b>	<b>金融庁の考え方</b>
170	<p>労金則第43条第1項第5号において「(以下「連合会」という。)」とされている一方、労金則第45条第1項等で「労働金庫連合会」という用語が使用されており、規定の整理が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、労金法や労金令にあわせ、労金則第43条第1項第5号中「(以下「連合会」という。)」を削り、以降「連合会」と略しているものについては「労働金庫連合会」に修正します。</p>
171	<p>労金則第45条第5項第1号の4中「資金移動業」の下に「(同法第2条第2項に規定する資金移動業をいう。)」を加えるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、労金則第45条第5項第1号の4中「資金移動業」の下に「(同法第2条第2項に規定する資金移動業をいう。)」を加えます。</p>
172	<p>労金則第45条第1項柱書及び第10項ただし書並びに労金則第51条第1項第1号に規定する「子会社」は、労金則第51条第2項第2号に規定する「子会社」と同様、労金法第58条の5第1項第6号に規定する「子会社」の意であると解してよいか。</p>	<p>労金則第13条第2号イに規定されているとおり、労金則第45条第1項柱書及び同条第10項ただし書並びに第51条第1項第1号及び第2項第2号に規定する「子会社」はすべて法第32条第5項に規定する「子会社」であると考えられます。</p>
173	<p>労金則第45条第10項の改正案では、労金法</p>	<p>労金法第58条の5第1項第8号において「前各</p>

	<p>第 58 条の5第1項第1号の2に規定する会社に関する規定は見当たらないため、当該会社を子会社とする持株会社は、信託兼営銀行(同項第1号)・保険会社(同項第4号)・少額短期保険業者(同項第4号の2)の各会社を子会社とする持株会社と同様、労金連合会の子会社とすることはできないものと解してよいか。</p>	<p>号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で府令で定めるもの。」とありますが、労金則第 45 条第 10 項各号は川下持株会社の子会社の範囲を規定するものではなく、当該持株会社自ら営むことができる業務範囲を定めたものであり、信託兼営銀行・保険会社・少額短期保険業者の各会社を子会社とする持株会社を禁止するものではありません。</p> <p>したがって、労働金庫連合会は資金移動専門会社を子会社とする川下持株会社を子会社とすることが可能です。</p> <p>しかしながら、資金移動業者を子会社とする持株会社の業務範囲を定めた規定が無いことから、労金則第 45 条第 10 項を修正します。</p>
174	<p>労金則第 45 条第 10 項第3号中「法第 58 条の5第1項第1号、第4号及び第5号」を「法第 58 条の5第1項第1号及び第4号から第5号まで」に改めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「法第 58 条の5第1項第1号及び第4号から第5号まで」に修正します。</p>
175	<p>労金則第 45 条第 10 項第4号中「から第4号」を「、第2号から第4号の2」ではなく「及び第2号から第4号の2」に改めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「から第4号」を「及び第2号から第4号の2」に修正します。</p>
176	<p>労金則第 51 条第1項第2号中「法第 58 条の5第2項第7号に規定する保険子会社等(次項第3号において同じ。)」は「保険子会社等(法第 58 条の5第2項第7号に規定する保険子会社等をいう。次項第3号において同じ。)」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「法第 58 条の5第2項第6号に規定する証券子会社等」を「証券子会社等(法第 58 条の5第2項第6号に規定する証券子会社等をいう。)」に、「法第 58 条の5第2項第7号に規定する保険子会社等(次項第3号において同じ。)」を「保険子会社等(法第 58 条の5第2項第7号に規定する保険子会社等をいう。次項第3号において同じ。)」に修正します。</p>
177	<p>法附則第2条の規定により前払式証票規制法が廃止されるとともに、法では、紙型・IC型の前払式支払手段に加えサーバ型前払式支払手段についても適用対象とされることから、労金則第 45 条第5項第9号だけではなく、同項第 10 号(いわゆる「ネットワーク上のプリペイド事業」)についても改正する必要はないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、労金則第 45 条第5項第 10 号を同項第9号に統合します。</p>
178	<p>平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第3号及び同第4号の改正により、労働金庫及び労働金庫連合会は「資金移動業者」が営む「資金移動業の代理又は媒介」を行うことができるようにな</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

	<p>るが、同第5号については、今回、改正案が示されていないため、「資金移動業者が営む資金移動業の代理に付随して行う債務の保証」を労働金庫及び労働金庫連合会が行うことも可能と解してよいか。</p>	
179	<p>① 労働金庫及び労働金庫連合会は、法第44条に規定する「履行保証金保全契約」を資金移動業者との間で締結することができるかと理解しているが、当該「履行保証金保全契約」を締結する業務は、労金法第58条第2項第7号及び第58条の2第1項第5号の「債務の保証」に該当すると解してよいか。</p> <p>② もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金則第42条第1項各号及び第43条第1項各号に限定列挙されているため、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。</p> <p>③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」を締結する業務についても、「債務の保証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
180	<p>平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「並びに第51条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」を「、第51条第1項第1号及び同条第2項第2号」に修正します。</p>
181	<p>平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号に掲げる銀行（銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる）と解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
182	<p>労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「（法第58条の5第1項第1号の2に掲げるものを除く。）」を加える必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、平成14年告示第4号第3条中「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会、銀行又は労働金庫法第58条の5第1項第2号の2に掲げるもの」に修正し、同告示第3条の2を新設しないこととします。</p>



6. 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方
183	発行保証金信託及び履行保証金信託については、資産保全を目的とする顧客分別金信託や加入者保護信託等と同様に、金商法第2章の規定(開示規制)の適用対象外となるよう法令等に規定してほしい。	ご指摘を踏まえ、法に規定する発行保証金信託契約及び履行保証金信託契約に係る信託の受益権については、金商法第2章の規定が適用されない信託の受益権として規定します。